

2019年4月1日補償開始

2019年度

看護職賠償責任保険制度 のてびき

資料請求・加入方法・事故発生時のお問い合わせは

看護職賠償責任保険制度コールセンター

TEL 0120-088-073

受付時間: 平日9:00~20:00 土・日・祝日9:00~17:00

事故のご連絡は損害保険ジャパン日本興亜株式会社の事故サービスセンターで受付します。
日本看護協会の保険に加入している旨を伝達の上、事故報告してください。

ご自身の加入確認、改姓・住所変更のお問い合わせは

看護職賠償責任保険制度改姓・住所変更センター

TEL 03-5778-5781

受付時間: 平日10:00~17:00(土・日・祝日は休業)

お問い合わせの際、日本看護協会会員様は、JNA会員番号、氏名、生年月日をお知らせください。
具体的な事故例等については直接お答えできない場合がありますのでご了承ください。

看護職賠償責任保険制度ホームページ

<https://li.nurse.or.jp/>



2018年12月

公益社団法人
日本看護協会

CONTENTS

I. はじめに	
1. 『日本看護協会 看護職賠償責任保険制度』創設の経緯	1
2. 本保険制度に加入することの必要性について	1
II. 看護職賠償責任保険制度の概要	
1. 特長	2
2. 掛金と補償内容	6
III. 事故発生時の対応	
事故発生から解決までの流れ	10
IV. 看護職賠償責任保険制度への加入方法	
1. 加入方法	15
2. 中途加入	16
3. 契約更新方法など	17
V. Q&A	
1. お申し込みについて	
Q1. 本保険制度に加入する方法を教えてください。	18
Q2. 本保険制度のパンフレットはありますか？	18
Q3. 本保険制度専用の郵便振替用紙の請求方法を教えてください。	18
Q4. 郵便振替用紙の請求をしたのに、用紙が届きません。	18
Q5. 郵便振替以外の方法で本保険制度に加入できますか？	18
Q6. 日本看護協会の会員番号(JNA会員番号)が分かりません。	18
Q7. 日本看護協会の会員以外でも本保険制度に加入できますか？	18
Q8. 現在、日本看護協会の入会手続き中です。いつから本保険制度に申し込みできますか？	19
Q9. 本保険制度に2口申し込みできますか？	19
Q10. 病院や施設単位でまとめて本保険制度に申し込みできますか？	19
Q11. 本保険制度の更新時期に申し込み手続きができませんでした。中途加入はできますか？	19
Q12. 現在、産休(育児休暇・休職)中ですが、復帰に合わせて加入できますか？	19
Q13. 訪問看護ステーションの開設者で、看護師として実務に携わっていますが、加入できますか？	19
2. 手続きを間違えたとき	
Q14. 本保険制度専用の郵便振替用紙の記入を間違えてしまいました。どのようにすれば良いですか？	20
Q15. 本保険制度の掛金を多く振り込んでしまいました。返金してもらえますか？	20
Q16. 本保険制度の掛金を重複して振り込んでしまいました。返金してもらえますか？	20
3. 加入確認、加入者証等について	
Q17. 本保険制度の加入確認は、どのようにすれば良いですか？	20
Q18. 本保険制度の加入者証または保険証券は発行されますか？	20
Q19. 研修先に本保険制度に加入している証明を出さなければならないのですが、 どのようにすれば良いですか？	21
Q20. 加入の証である振替払込請求書兼受領証を紛失しました。再発行してもらえますか？	21
4. 内容変更について	
Q21. 住所変更や改姓等の変更手続きは必要ですか？	21
Q22. 勤務先の病院を辞めました。現在は看護業務に就いていません。 本保険制度を脱退することはできますか？	21
5. 更新案内について	
Q23. 本保険制度の更新時期に何らかの案内がありますか？	21

6. 看護職賠償責任保険の補償について	
Q24. どのような場合に補償されますか？	22
Q25. 事故が「発生」した時点で本保険制度に加入していれば、対人賠償、対物賠償の補償対象となりますか？	23
Q26. 研修・講習に参加中の賠償事故は対象となりますか？	23
Q27. ボランティアでの看護業務中の賠償事故は対象となりますか？	23
Q28. 所属施設以外で行った看護業務に起因する賠償責任は対象となりますか？	23
Q29. 海外で行った看護業務に起因する賠償責任は、補償の対象となりますか？	23
Q30. 美容を唯一の目的とする医療行為等に関する業務に起因する賠償責任は、補償対象となりますか？	23
Q31. 刑事訴訟も対象となりますか？	23
Q32. 看護業務で自動車使用に起因する賠償責任は、補償対象となりますか？	24
Q33. 患者の私物を壊してしまった場合、補償されますか？	24
Q34. 看護業務中に、患者の家族や見舞客にケガをさせた場合も補償されますか？	24
Q35. 看護業務中に加入者が他の看護職員等にケガなどをさせた場合も補償されますか？	24
Q36. 自分がケガをした場合も補償されますか？	24
Q37. 自分の持ち物を壊してしまった場合、補償されますか？	24
Q38. 「初期対応費用」とはどのような場合に保険金が支払われるのですか？	24
Q39. 保険金を受け取ると翌年の掛金が高くなりますか？	25
Q40. 事故の報告を行った場合、保険会社に提出した資料等の情報は公開されますか？	25
7. 血液曝露等傷害保険の補償について	
Q41. どのような場合に補償されますか？	25
Q42. 社会保険との関係はどのようになっていますか？ また、他にも共済や保険など傷害補償に加入している場合は、どのように支払われるのですか？	25
Q43. 血液曝露等傷害保険ではどのような事故が対象となりますか？	25
Q44. 針刺し事故から時間が経過して発病した場合でも保険金が支払われますか？	25
Q45. 補償期間中に複数回針刺し事故が発生した場合、何回でも補償されますか？	26
8. 相談対応・支援事業について	
Q46. 「看護職賠償責任保険制度」サービス推進室とはどのようなところですか？	26
Q47. 事故が発生した場合の連絡は、「看護職賠償責任保険制度」サービス推進室にしてもよいですか？	26
Q48. 相談方法にはどのようなものがありますか？	26
Q49. 「看護職賠償責任保険制度」サービス推進室が提供しているサービスは、本保険制度の加入者しか受けることができないのですか？	26
9. ユーザー登録について	
Q50. ユーザー登録をするには、どうしたらよいですか？	27
Q51. ユーザー登録に会費はかかりますか？	27
Q52. ユーザー登録をすることによって、どのようなサービスが受けられますか？	27
Q53. パスワードを忘れてしまいました。	27
Q54. ログインしようすると「ログインできません。ID・パスワードをお確かめの上、再度お試しください。」というメッセージが出てしまいます。	27
Q55. メールアドレスを変更したいのですが、どのようにすればよいですか？	27

資料編	
資料1. 約款・特約条項	30
資料2. 「2019年度本保険制度専用の郵便振替用紙」記入例	47
資料3. 『看護職賠償責任保険制度』任意脱退兼変更内容通知書	49
資料4. 看護職賠償責任保険制度・事故報告書	51
資料5. 協会ニュース12月号付録「2019年度看護職賠償責任保険制度のご案内」	53
お問い合わせ先	

I. はじめに

1. 『日本看護協会 看護職賠償責任保険制度』創設の経緯

現在の高度化・複雑化する医療において、看護業務を遂行する上で発生するリスクの増大、また看護職が独自の業務を行う場が拡大したことに伴う新たなリスクの発生などにより、医療事故の当事者となった看護職が法的責任を問われる事例が増加しています。これは、看護がより自律した専門職として認識されるようになったことに伴い、看護職自身が判断、実施した行為と結果について、責任を負うことが求められるようになったことでもあります。

国民の権利意識も高まっているなかで、「医療事故が起きた場合に訴訟となって、看護職が訴えられるケースが今後ますます増加していくのではないか」と危惧する声が、会員の皆さまから上がりました。

会員の皆さまからの切実な要請を深刻に受け止めた本会は、2001年11月、『日本看護協会 看護職賠償責任保険制度』（以下「本保険制度」とします）を創設しました。

2. 本保険制度に加入することの必要性について

会員の皆さまが日々の業務に安心して従事することができるように、また医療事故が発生した場合には、補償と適切なサポート体制の確保ができるようにと設計されたのが本保険制度です。

医療事故の安全対策でまず重要なのは、組織での取り組みと看護職個人の知識・技術等の自己研鑽です。しかし、医療事故の当事者となり、損害賠償請求を受けた場合に備えることも同じくらい重要です。その備えのひとつが賠償責任保険への加入なのです。

本保険制度は医療事故が発生した時の補償にとどまらず、加入者への相談・対応支援や事故防止の諸策を講じるために必要な情報提供など、独自のサポート機能を有しています。

Ⅱ. 看護職賠償責任保険制度の概要

1. 特長

本保険制度には、以下の4つの特長があります。

① 看護職の皆さまに安心を

日本国内で看護職が行う業務によって、他人の身体や財物に損害を与えたり、人格権を侵害したため、法律上負担しなければならない損害賠償責任を補償します。

また、2014年度の商品改定により補償内容を拡大し、針刺し等の事故による傷害補償を追加しました。

② 日本看護協会会員専用の制度

日本看護協会の会員(開業助産師を除く)だけが加入することのできる会員専用の保険制度です。

③ 加入しやすい掛金

日本看護協会のスケールメリットによる加入しやすい掛金です。
1年間で2,650円。

④ 安心のサポート体制

本保険制度へのご加入に関するお問い合わせ、看護業務上生じた医療安全にかかわるできごとについてのご相談、万一の事故後のご相談に迅速にお応えできるよう、専用のコールセンターなどを設置しております。

- 資料請求・加入方法・事故発生時のお問い合わせは

看護職賠償責任保険制度コールセンター 0120-088-073

受付時間: 平日9:00~20:00 土・日・祝日9:00~17:00

- ご自身の加入確認、改姓・住所変更のお問い合わせは

「看護職賠償責任保険制度」取扱代理店コールセンター 03-5778-5781

受付時間: 平日10:00~17:00(土・日・祝日は休業)

○医療安全・医療事故に関するご相談は

「看護職賠償責任保険制度」サービス推進室 0120-800-073

受付時間：平日10:00～17:00(土・日・祝日は休業)
※E-mail／郵便／来訪(要予約)でも承ります。

本保険制度独自のサポート体制

◆「看護職賠償責任保険制度」サービス推進室

【相談対応・支援】

2006年8月に「看護職賠償責任保険制度」サービス推進室を開設し、本保険制度にご加入の皆さまからの看護業務上生じた医療安全にかかわるできごとについてのご相談や、万一事故が発生した場合、事故発生直後から解決に至るまでのご相談へ対応するための体制を整えております。

【医療安全に関する医療・看護情報の提供】

「看護職賠償責任保険制度News」の発行、医療安全情報の提供、研修会の開催等を通し、医療安全に関する医療・看護情報を提供しています。

◆「事故審査委員会」

看護専門職としての責任を精査するために設置された、幹事保険会社および契約者である日本看護協会からも独立した機関です。法律の専門家とともに看護業務に精通している看護管理者や看護の有識者が参加し、公正な審査を行っています。

本保険制度は、日本看護協会会員である看護職が、
事故の当事者となった場合にサポートし、
エンパワメントする制度です。

【サービス推進室の基本的考え方】

「看護職賠償責任保険制度」サービス推進室は、看護職賠償責任保険制度の運営にかかわる業務のうち相談対応・支援業務を主な業務とし、加入者のために最善を尽くします。常に加入者の業務上の安全・安心確保を第一に考え、双方向のコミュニケーションを大切にしつつ加入者をサポートし、もって本保険制度の普及に努めます。

サービス推進室では医療安全に詳しい相談員（看護職）とスタッフが、本保険制度へご加入の皆さまへ以下のようなサービスを提供しています。

1. 看護業務上生じた医療安全にかかわるできごとについての相談対応・支援

2. 医療事故が発生した場合の相談対応・支援

- ①加入者の求めに応じ、事故発生直後からの相談対応・支援を行い、法的権利、メンタルヘルスサポートなどについても助言いたします。
- ②加入者からの要請がある場合は、解決までの全プロセスを対応期といたします。さらに、サービス推進室では民事のみならず、刑事・行政上の責任に関する具体的な事案についても相談をお受けします。（ただし、刑事上の責任が問われ個別に弁護士と契約し係争する場合はその限りではありません。また民事上の個別係争事案の解決は、保険金支払いの対象となるため査定会社が対応を行います。）
- ③個別の相談事案については、提携する顧問弁護士とも連携し、加入者に対する一層のサービス向上を図ります。

【相談方法】

電話 : 0120-800-073 平日10:00～17:00(土・日・祝日は休業)

郵便 : 〒107-0052 東京都港区赤坂2-14-27 国際新赤坂ビル東館4F
東京海上日動メディカルサービス株式会社
メディカルリスクマネジメント室 気付
「看護職賠償責任保険制度」サービス推進室 行

来訪 : 電話によるご予約が必要です。

3. 医療安全に関する医療・看護情報の提供

- ①「看護職賠償責任保険制度ホームページ(加入者専用ページ)」上での最新情報の発信(適宜更新)
医療事故・訴訟等関連情報／事故審査委員会情報／研修会情報 他
- ②「看護職賠償責任保険制度News」の発行

事故審査委員会

保険会社は、被保険者（保険の対象となる方）より事故報告書を受領した場合、事故の調査を行い、事故審査委員会開催の連絡を行います。

以下の審査委員により事故審査委員会を開催し、当該事案に関する看護職の賠償責任の程度および範囲、賠償額等について公正な審査を行います。

（1）事故審査委員の構成

弁護士、看護の有識者、日本看護協会の代表、保険会社の事故処理責任者等

（2）事故審査委員会設置の意義

- ①看護、法律の専門家によって構成され、公正な審査が行われる。
- ②専門職である看護職の業務内容に精通している者が、事故審査に携わることで、保険会社では把握し得ない要素を看護職の立場で、有無責判断に反映させることができる。

（3）事故審査委員会の開催方法

- ①非常設機関としており、事故発生に応じて開催する。
- ②事故審査に関しては、公正な審査を非公開（※）で行う。

（※）当事者のプライバシー保護の観点から

2. 掛金と補償内容

(1) 掛金

1人あたり 2,650円(補償期間1年間)

掛金は2,650円と、スケールメリットにより、大変加入しやすい掛金となっております。また、以下の表のとおり、その掛金もご加入の皆さまをサポートするために利用されています。

内 訳	金 額	使 途
保険料	1,800円	事故が発生したときの保険金支払い等
運営費	850円	ご加入手続きにかかわる事務運営費、 事故にかかわる情報収集等 加入者に対する相談・支援、医療安全情報提供等のサービス

※傷害総合保険:団体割引30%・範囲割引10%適用、職種級別A級
※このてびきでは「保険期間」を「補償期間」と読み替えて使用しています。

なお、中途加入も随時受け付けております。
中途加入の場合は、掛金が変わりますので、ご注意ください。

(2) 看護職賠償責任保険の補償内容

日本国内で看護職(開業助産師を除く)が行う業務によって、他人の身体や財物に損害を与えたり、人格権を侵害したため、看護職に法律上の損害賠償責任が生じ、被害者に対して支払わなければならない損害賠償金を補償限度額の範囲内でお支払いします。

○補償限度額

補償内容	補償限度額
対人賠償	1事故 (補償期間中1億5,000万円まで) 5,000万円
対物賠償	1事故 50万円
初期対応費用	1事故 250万円
うち見舞品購入費用	1被害者 10万円
人格権侵害	1事故 (補償期間中100万円まで) 50万円

※対人賠償・対物賠償・初期対応費用は、補償期間中に事故が発見された場合に補償の対象となります。

※人格権侵害は、補償期間中に人格権を侵害する不当行為がなされた場合に補償の対象となります。

※この保険は示談交渉を行いません。
なお、保険会社や事故審査委員会の承認を得ずにご自身で示談なされた場合は、示談金額の一部または全部を保険金としてお支払いできない場合がございますのでご注意ください。

○お支払いする保険金の種類

法律上の 損害賠償金	<ul style="list-style-type: none"> ● 対人賠償の場合 被害者の治療費、入院費、慰謝料、休業補償 等 ● 対物賠償の場合 被害財物の修理費、再購入費用 等
争訟費用	訴訟費用、弁護士報酬、仲裁、和解、調停に要する費用 等
初期対応費用	事故調査費用、通信費、見舞金、見舞品購入費用(対人事故の場合のみ)で社会通念上妥当な費用
人格権侵害	名誉き損または秘密漏えい起因する賠償費用

○対象となる業務は

1. 保健師助産師看護師法の規定に基づき、保健師・助産師・看護師・准看護師が行う業務
 - * 災害派遣等における看護業務を含む
 - * 特定行為およびその実施可否判断を含む
 - * 有資格者が業務上のスキルアップを目的として参加する研修・臨床実習等を含む
 - * 院内助産システムにも対応する
2. 助産師・看護師が行う保健教育業務・健康教育業務
3. 准看護師が医師または看護師の指示を受けて行う保健教育業務・健康教育業務
4. 1、2、3に対する管理監督業務
5. 対象となる全ての業務に対して、報酬の有無は問わない
6. その他(P22参照)

○保険金をお支払いできない主な場合

次のような場合は、保険金をお支払いすることができません。

1. 保健師助産師看護師法の規定に違反して行った看護業務に起因する賠償責任
2. 故意に起こした事故による賠償責任
3. 業務の結果を保証することにより加重された賠償責任
4. 被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任
5. 海外での看護行為
6. 美容を唯一の目的とする医療行為等に関連する業務に起因する賠償責任
7. 被保険者と同居する親族に対する賠償責任
8. 被保険者の使用人が、被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する賠償責任
9. 戦争(宣戦の有無を問いません)、変乱、暴動、そうじょう、労働争議に起因する賠償責任
10. 地震、噴火、洪水、津波等の天災に起因する賠償責任
11. 被保険者が業務を行う施設もしくは設備(業務遂行中に直接使用しているものを除きます)または自動車、航空機、昇降機、車両(原動力がもっぱら人力であるものを除きます)、船舶もしくは動物の所有、使用もしくは管理に起因する賠償責任
12. 対物賠償の場合で他人の財物を紛失した場合 など

(3) 血液曝露等傷害保険の補償内容

①死亡・重度後遺障害

業務に従事中に急激かつ偶然な外来の事故*によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に、死亡または重度後遺障害(後遺障害1～3級)が生じた場合、85万円を限度に見舞金(保険金)をお支払いします。

死亡の場合は保険金額の全額、重度後遺障害の場合は所定の重度後遺障害の程度に応じて保険金額の78%～100%をお支払いします。

*「急激かつ偶然な外来の事故」について

「急激」とは、突発的に発生することであり、ケガの原因としての事故がゆるやかに発生するのではなく、原因となった事故から結果としてのケガまでの過程が直接的で時間的間隔のないことを意味します。

「偶然」とは、「原因の発生が偶然である」「結果の発生が偶然である」「原因・結果とも偶然である」のいずれかに該当する予知されない出来事をいいます。

「外来」とは、ケガの原因が被保険者の身体の外からの作用によることをいいます。

(注)靴ずれ、車酔い、熱中症、しもやけ等は、「急激かつ偶然な外来の事故」に該当しません。

②血液曝露等傷害保険

医療、看護、衛生、医療廃棄物の処理その他医療関係の業務に従事中(実習中を含みます。)に生じた偶然な血液曝露(ばくろ)事故(針刺し、切創、血液飛散、血液接触)により、事故の発生の日からその日を含めて365日以内※1に次表のいずれかに該当したことを医師(被保険者が医師の場合は被保険者以外の医師)に診断された場合に、ウイルスの種類に応じて見舞金(保険金)をお支払いします。

【補償の対象となる診断内容】

HBV(B型肝炎ウイルス)に感染後B型肝炎を発病し治療
HCV(C型肝炎ウイルス)に感染した場合
HIV(ヒト免疫不全ウイルス)に感染した場合

※1 事故の発生の日からその日を含めて365日以内に新たな事故が発生した場合において、前の事故に係る直後検査※2および後の事故に係る直後検査の結果、いずれも感染していることが確認できなかったときは、後の事故の発生の日からその日を含めて365日以内。

※2 「直後検査」とは、事故の発生の日からその日を含めて3日以内(3日目の午後12時までをいいます。)に行う、HBV、HCVまたはHIVの感染の有無を調べるための血液検査をいいます。

注1 お支払いする保険金は、ウイルスの種類ごとに初年度加入および継続加入の補償期間を通算して1回とします。

全てのウイルスに対して保険金をお支払いした場合は、その後保険金のお支払いはできません。

注2 複数の支払事由に該当した場合は、それぞれのウイルスに対して1回のお支払いとなります。

○保険金支払金額

①死亡・重度後遺障害

等級	後遺障害	保険金支払金額 (保険金支払割合)
1級	イ 両眼が失明したもの ロ 咀嚼および言語の機能を廃したもの ハ 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの ニ 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの ホ 両上肢をひじ関節以上で失ったもの ヘ 両上肢の用を全廃したもの ト 両下肢をひざ関節以上で失ったもの チ 両下肢の用を全廃したもの	850,000円 (100%)

2級	イ 1眼が失明し、他眼の矯正視力(視力の測定は万国式試視力表によるものとします。以下同様とします。)が0.02以下になったもの ロ 両眼の矯正視力が0.02以下になったもの ハ 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの ニ 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの ホ 両上肢を手関節以上で失ったもの ヘ 両下肢を足関節以上で失ったもの	756,000円 (89%)
3級	イ 1眼が失明し、他眼の矯正視力が0.06以下になったもの ロ 咀嚼くまたは言語の機能を廃したのもの ハ 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの ニ 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの ホ 両手の手指の全部を失ったもの(手指を失ったものとは、おや指は指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。以下同様とします。)	663,000円 (78%)

②血液曝露等傷害保険

ウイルスの種類	保険金支払金額
HBV(B型肝炎ウイルス)に感染後B型肝炎を発病し治療	18,000円
HCV(C型肝炎ウイルス)に感染した場合	18万円
HIV(ヒト免疫不全ウイルス)に感染した場合	60万円

○保険金をお支払いできない主な場合

次のような場合は、保険金をお支払いすることができません。

1. 故意または重大な過失
2. 自殺行為、犯罪行為または闘争行為
3. 無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転
4. 脳疾患、疾病または心神喪失
5. 妊娠、出産、早産または流産
6. 外科的手術その他の医療処置
7. 戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為^(※1)を除きます。)、核燃料物質等によるもの
8. 地震、噴火またはこれらによる津波
9. 頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)腰痛等で医学的他覚所見^(※2)のないもの
10. ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)、航空機操縦(職務として操縦する場合を除きます。)、ハンググライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故
11. 自動車、原動機付自転車等による競技、競争、興行(これらに準ずるものおよび練習を含みます。))の間の事故
12. 直後検査を受けなかった場合
13. 直後検査の結果、その時点でHBV、HCVまたはHIVに感染していることが判明した場合のそのウイルスによる感染または発病
14. 業務中以外の事故 など

※1 「テロ行為」とは、政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行為をいいます。

※2 「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。

Ⅲ. 事故発生時の対応

事故発生から解決までの流れ

万一、事故が起こった場合は、まず上司とご相談の上、加入者ご自身で、下記の看護職賠償責任保険制度コールセンターに速やかにご連絡ください。

看護職賠償責任保険制度コールセンター

TEL. 0120-088-073

受付時間: 平日9:00~20:00 土・日・祝日9:00~17:00

※事故のご連絡は損害保険ジャパン日本興亜株式会社の事故サービスセンターで受付します。
日本看護協会の保険に加入している旨を伝達の上、事故報告してください。

事故発見(発生)から保険適用までの流れ、サポート内容などは次ページ以降のとおりです。

対人賠償事故発生から保険適用までの流れ(民事上の責任)

本
保
険
制
度
加
入
者

医療事故が
発生！
患者・家族から
訴えられた！

1
上司に相談した
上で、速やかに
保険会社に事故
報告の連絡をし
ます。

2
保険会社に事故
報告書を提出し
ます。

保
険
会
社

1
事故の報告を受
け付け、報告書
等の提出をお願
いします。

2
事故報告書の提
出を受けて、必
要に応じて事故
状況調査や資料
のご提出をお願
いします。

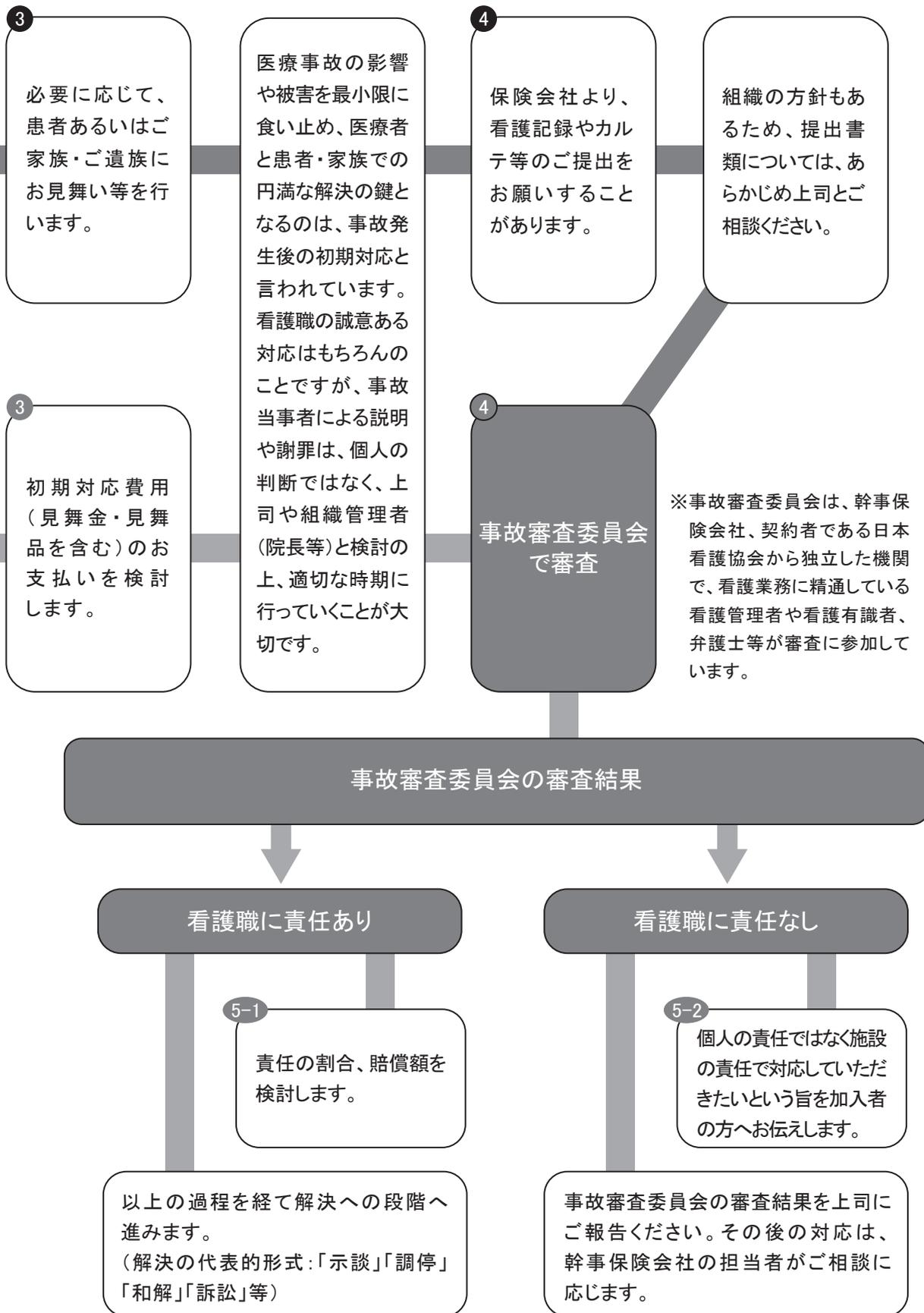
「看護職賠償責任保険制度」
サービス推進室

相談対応・支援内容

医療安全に詳しい相談員(看護職)とスタッフが、ご加入の皆さまに対し、相談対応・支援や情報提供を行っています。

1. 看護業務上生じた医療安全にかかわるできごとについての相談対応・支援
2. 医療事故が発生した場合の相談対応・支援

- ①加入者の求めに応じ、事故発生直後からの相談対応・支援を行い、法的権利、メンタルヘルスサポートなどについても助言いたします。
- ②加入者からの要請がある場合は、解決までの全プロセスを対応期といたします。さらに、サービス推進室では民事のみならず、刑事・行政上の責任に関する具体的事案についても相談をお受けします。(ただし、刑事上の責任が問われ個別に弁護士と契約し係争する場合はその限りではありません。また民事上の個別係争事案の解決は、保険金支払いの対象となるため査定会社が対応を行います。)
- ③個別の相談事案については、提携する顧問弁護士とも連携し、加入者に対する一層のサービス向上を図ります。



対物事故の保険金請求について

①対物事故の発生

患者の私物などを看護職の過失で壊してしまった場合は、賠償（弁償）を希望しているかを確認し、賠償を希望された場合には、上司・病院（施設）と相談した上で対応することを説明します。（事故状況を確認するため、写真撮影は行ってください）

②対応の協議（1）

業務中の事故のため、上司・病院（施設）に報告の上、対応を協議します。業務中の事故においては、看護職に責任があると判断された場合であっても、一般的には、病院（施設）にも損害を賠償する責任（使用者責任※）が発生します。

本保険制度での対応を検討

病院（施設）の使用者責任で対応

患者への弁償は病院が行います

③保険会社への報告

協議の結果、看護職に過失があり、本保険制度での対応が妥当と判断された場合は速やかに保険会社に事故の報告を行います。

④保険会社での検討

- 看護職の過失の有無
 - 看護職の責任割合、病院（施設）の責任割合
 - 損害額の検討（損壊した財物の時価価値が限度）
- を検討し、検討結果を加入者に連絡します。

看護職に責任あり

看護職に責任なし

本保険制度では保険金支払いの対象となりません

⑤対応の協議（2）

保険会社の保険金支払額、看護職の責任割合、病院（施設）の責任割合等を上司・病院（施設）に報告します。最終的な患者への対応方針を協議します。

⑥患者への対応

弁償（損害の賠償）に関する説明を行います。
購入時の領収書、修理見積書など損害の確認に必要な書類の提出を患者に依頼します。

⑦保険会社へ請求

被害物の写真・修理見積書など保険会社が指示する請求書類を提出します。
保険会社より保険金を送金されます。

（※）使用者責任…看護職が業務遂行上で発生させた対物事故において、看護職の行為に「不法行為」（民法第709条）があった場合には、原則として、雇用者である医療機関は「使用者責任」（民法第715条）を負うものとされ、看護職と同様に損害を賠償する業務が発生します。

対物事故に関しては、加入者サービス向上の観点から迅速な対応が必要と考え、原則「事故審査委員会」を開催せず、保険会社にて対応することとしております。（2007年1月より）

血液曝露等傷害保険の保険金請求について

血液曝露等傷害保険の保険金請求に関しては、原則として保険会社にて対応することとしております。

保険金のご請求にあたっては以下に掲げる書類のうち、幹事保険会社が求めるものを提出していただきます。

必要となる書類	必要書類の例
保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、印鑑証明書、戸籍謄本、委任状、代理請求申請書、住民票 など
事故日時・原因および事故状況等が確認できる書類	傷害状況報告書、事故証明書、針刺し事故の状況報告書 など
傷害の程度、保険の対象の価額、損害の額、損害の程度および損害の範囲、復旧の程度等が確認できる書類	①被保険者の身体の傷害に関する事故の場合 死亡診断書(写)、死体検案書(写)、診断書 など ②針刺し事故の場合 直後検査の結果を証する書類、支払事由に該当したことを証明する医師の診断書、病院または診療所の証明書類 など
公の機関や関係先等への調査のために必要な書類	同意書 など
支払うべき保険金の額を算出するための書類	他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書 など

IV. 看護職賠償責任保険制度への加入方法

1. 加入方法

日本看護協会会員であれば、簡単にお申し込みいただけます。
「看護職賠償責任保険制度ホームページ」から、専用の郵便振替用紙をご請求ください。
専用の郵便振替用紙が届きましたら、郵便局にてお振り込みください。
以上で申し込み手続きは完了いたします。

また、日本看護協会会員でない方は、入会手続きが完了しましたら、お申し込みいただけます。

現在、日本看護協会会員（開業助産師を除く）ですか？

NO

日本看護協会に入会を希望しますか？

YES

勤務先（非就業者は居住地）のある都道府県看護協会に連絡の上、入会手続きをしてください。

NO

会員専用の制度です。残念ながら、現時点ではご加入できません。

YES

ステップ1 本保険制度に加入しますか？

本保険制度は、あなた自身が希望して加入する保険制度です。
あなた自身が、加入するか否か検討してください。

ステップ2 専用の郵便振替用紙の請求・記入

本保険制度専用の郵便振替用紙に、必要事項を必ず記入してください。
なお、お手元に本保険制度専用の郵便振替用紙をお持ちでない場合は、「看護職賠償責任保険制度ホームページ」からご請求できます。

ステップ3 郵便局での加入手続き

2019年4月1日以降の加入を希望する会員は、「2019年度本保険制度専用の郵便振替用紙」に必要事項を記入の上、郵便局にてお手続きをお願いします。
※振込手数料（窓口130円）は、自己負担となります。

ステップ4 振替払込請求書兼受領証の保管

振替払込請求書兼受領証を加入の証として保管願います。

2. 中途加入

中途加入は随時受け付けております。

※補償開始日によって振込受付期間・掛金が異なりますので、ご注意ください。

＜中途加入の場合の掛金表＞ *ご加入には、2019年度JNA会員資格が必要です。

補償期間	振込受付期間	掛金
2019年 4月1日～(12ヵ月)	～2019年 3月15日	2,650円
2019年 5月1日～(11ヵ月)	2019年 2月18日～2019年 4月15日	2,500円
2019年 6月1日～(10ヵ月)	2019年 3月18日～2019年 5月15日	2,350円
2019年 7月1日～(9ヵ月)	2019年 4月16日～2019年 6月17日	2,200円
2019年 8月1日～(8ヵ月)	2019年 5月16日～2019年 7月16日	2,050円
2019年 9月1日～(7ヵ月)	2019年 6月18日～2019年 8月15日	1,900円
2019年10月1日～(6ヵ月)	2019年 7月17日～2019年 9月17日	1,750円
2019年11月1日～(5ヵ月)	2019年 8月16日～2019年10月15日	1,600円
2019年12月1日～(4ヵ月)	2019年 9月18日～2019年11月15日	1,450円
2020年 1月1日～(3ヵ月)	2019年10月16日～2019年12月16日	1,300円
2020年 2月1日～(2ヵ月)	2019年11月18日～2020年 1月15日	1,150円
2020年 3月1日～(1ヵ月)	2019年12月17日～2020年 2月17日	1,000円

★各補償期間の終了日は、2020年4月1日午後4時までです。

3. 契約更新方法など

(1) 更新手続き

本保険制度は2019年4月1日午後4時から2020年4月1日午後4時まで1年間のご契約となります。そのため、補償期間終了前に更新手続きが必要です。

「加入していると思っていたけれど、事故が起こったとき、たまたま更新手続きをしていなかった…」ということがありませんよう、更新をご希望の方は日本看護協会会員資格を確認の上、お手続きください。

更新手続きは、専用の郵便振替用紙に、必要な事項をご記入の上、郵便局でお振り込み手続きをしていただきますと完了です。

(2) その他の手続き

転居をした時や改姓した時も手続きが必要となります。

住所変更・改姓の場合は、「看護職賠償責任保険制度」取扱代理店コールセンターまでご連絡ください。(職場の変更手続きは不要です。)

資料請求・加入方法・事故発生時のお問い合わせは

看護職賠償責任保険制度コールセンター

TEL 0120-088-073

受付時間 平 日9:00~20:00

土・日・祝日9:00~17:00

ご自身の加入確認、改姓・住所変更のお問い合わせは

「看護職賠償責任保険制度」取扱代理店コールセンター

TEL 03-5778-5781

受付時間 平 日10:00~17:00(土・日・祝日は休業)

※日本看護協会会員としての住所変更手続きがお済みでない方は、ご所属の都道府県看護協会へもご連絡ください。(職場の変更もご連絡ください。)

1. お申し込みについて

Q1. 本保険制度に加入する方法を教えてください。

本保険制度専用の郵便振替用紙に必要事項をご記入の上、郵便局より掛金をお振り込みください。
日本看護協会会員の方は、「看護職賠償責任保険制度ホームページ」から専用の郵便振替用紙をご請求いただけます。

Q2. 本保険制度のパンフレットはありますか？

日本看護協会より「協会ニュース付録(募集のご案内)」および「てびき(本冊子)」を発行しています。
「看護職賠償責任保険制度ホームページ」からダウンロードいただくか、看護職賠償責任保険制度コールセンター(TEL 0120-088-073)までご請求ください。

Q3. 本保険制度専用の郵便振替用紙の請求方法を教えてください。

日本看護協会会員の方は、看護職賠償責任保険制度コールセンター(TEL 0120-088-073)または「看護職賠償責任保険制度ホームページ」から専用の郵便振替用紙をご請求いただけます。郵便振替用紙の発送には数日いただいております。

Q4. 郵便振替用紙の請求をしたのに、用紙が届きません。

看護職賠償責任保険制度コールセンター(TEL 0120-088-073)に請求された方は、同連絡先までお問い合わせください。
「看護職賠償責任保険制度ホームページ」から請求された方は、取扱代理店コールセンター(TEL 03-5778-5781)までお問い合わせください。

Q5. 郵便振替以外の方法で本保険制度に加入できますか？

郵便振替での手続きのみ受け付けております。

Q6. 日本看護協会の会員番号(JNA会員番号)が分かりません。

日本看護協会会員番号は、会員証に記載されている8桁のJNA会員番号です。
会員証の紛失等で確認できない場合は、ご所属の都道府県看護協会までお問い合わせください。
保険加入に関しての会員番号確認は、取扱代理店コールセンター(TEL 03-5778-5781)までお問い合わせください。

Q7. 日本看護協会の会員以外でも本保険制度に加入できますか？

本保険制度は、日本看護協会会員専用です。
加入をご希望の方は、日本看護協会への入会手続き後、お申し込みください。



Q8. 現在、日本看護協会の入会手続き中です。いつから本保険制度に申し込みできますか？

日本看護協会にて入会手続きを完了した時点から本保険制度にお申し込みいただけます。
なお、お手元に会員証が届いていない場合は、本保険制度専用の郵便振替用紙の「JNA入会手続き中」の欄に○印をつけていただければ、お申し込みできます。お急ぎの場合は、取扱代理店コールセンター(TEL 03-5778-5781)までお問い合わせください。

Q9. 本保険制度に2口申し込みできますか？

お一人様1口のお申し込みです。
複数のお申し込みをいただいた場合、重複のご連絡の上、返金いたします。

Q10. 病院や施設単位でまとめて本保険制度に申し込みできますか？

本保険制度は、日本看護協会会員個人の任意加入となっております。病院や施設単位でのお申し込みはできません。

Q11. 本保険制度の更新時期に申し込み手続きができませんでした。中途加入はできますか？

はい。随時、中途加入を受け付けています。(P16をご参照ください)
※補償開始日によって、振込受付期間・掛金が異なりますので、ご注意ください。

Q12. 現在、産休(育児休暇・休職)中ですが、復帰に合わせて加入できますか？

日本看護協会会員であれば、加入できます。
日本看護協会の会員番号をご確認の上、看護職賠償責任保険制度コールセンター(TEL 0120-088-073)までお問い合わせください。
日本看護協会の会員でない場合は、ご入会が必要です。入会手続き等の詳細は各都道府県看護協会へお問い合わせください。
なお、資料のご請求は、看護職賠償責任保険制度コールセンター(TEL 0120-088-073)までお問い合わせください。

Q13. 訪問看護ステーションの開設者で、看護師として実務に携わっていますが、加入できますか？

加入できます。ただし、開設事業者として負うべき責任については、対象外です。

2. 手続きを間違えたとき

Q14. 本保険制度専用の郵便振替用紙の記入を間違えてしまいました。どのようにすれば良いですか？

訂正箇所を二重線で抹消し、余白に正しい内容を記入してください。郵便振替用紙には訂正印は必要ありません。既に手続き済みの場合は、取扱代理店コールセンター(TEL 03-5778-5781)までご連絡ください。

Q15. 本保険制度の掛金を多く振り込んでしまいました。返金してもらえますか？

はい。
確認作業後、該当掛金を差し引いた金額を返金いたします。手続きには一定の期間が必要となりますので、お急ぎの方は、取扱代理店コールセンター(TEL 03-5778-5781)までお問い合わせください。

Q16. 本保険制度の掛金を重複して振り込んでしまいました。返金してもらえますか？

はい。
確認作業後、原則、後からお振り込みいただいた掛金を返金いたします。手続きには一定の期間が必要となりますので、お急ぎの方は、取扱代理店コールセンター(TEL 03-5778-5781)までお問い合わせください。

3. 加入確認、加入者証等について

Q17. 本保険制度の加入確認は、どのようにすれば良いですか？

「看護職賠償責任保険制度ホームページ」でご確認いただくか、取扱代理店コールセンター(TEL 03-5778-5781)までお問い合わせください。
「看護職賠償責任保険制度ホームページ」でご確認いただく場合は、ユーザー登録が必要です。ログイン後、「加入状況確認」をご覧ください。

Q18. 本保険制度の加入者証または保険証券は発行されますか？

発行されません。
郵便局の窓口で振り込んだ場合は振替払込請求書兼受領証、ATMで振り込んだ場合はご利用明細票が加入の証となります。



Q19. 研修先に本保険制度に加入している証明を出さなければならないのですが、どのようにすれば良いですか？

「看護職賠償責任保険制度ホームページ」にユーザー登録していただき、ログイン後、「加入状況確認」画面を印刷してご使用ください。

Q20. 加入の証である振替払込請求書兼受領証を紛失しました。再発行してもらえますか？

再発行はしていません。
ただし、本保険制度にご加入いただいている場合、振替払込請求書兼受領証を紛失していても補償は有効です。

4. 内容変更について

Q21. 住所変更や改姓等の変更手続きは必要ですか？

以下のお手続きが必要です。

- ①看護職賠償責任保険制度の加入者情報について 取扱代理店コールセンター(TEL 03-5778-5781)までご連絡ください。
- ②日本看護協会の会員情報について ご所属の都道府県看護協会へご連絡ください。
- ③「看護職賠償責任保険制度ホームページ」のユーザー情報について 同ホームページ内、「ユーザー登録内容変更」画面よりお手続きをお願いします。

Q22. 勤務先の病院を辞めました。現在は看護業務に就いていません。本保険制度を脱退することはできますか？

脱退手続きは可能です。
しかし、脱退しないで補償終了日までは引き続き本保険制度にご加入いただくことをお勧めします。
看護職賠償責任保険は、補償期間中に「事故が発見」された場合に補償の対象となります。また、退職後も本保険制度をご継続いただくと、以前の勤務先の患者等から損害賠償請求を受けた場合も補償されます。

5. 更新案内について

Q23. 本保険制度の更新時期に何らかの案内がありますか？

更新のご案内は、「看護職賠償責任保険制度News」に、専用の郵便振替用紙を同封してお届けします。また、ご所属の施設にも協会ニュースと同梱して郵便振替用紙をお送りします。更新手続きはいずれかの用紙を使って行ってください。くれぐれも重複手続きにならないようご注意ください。

6. 看護職賠償責任保険の補償について

Q24. どのような場合に補償されますか？

看護職賠償責任保険では、加入者である看護職が、日本国内において「看護業務」を遂行することによって、他人の身体や財物に損害を与えたり、人格権を侵害したことにより、法律上の損害賠償責任を負った場合に補償の対象となります。

ここでいう「看護業務」とは、本保険制度の日本看護協会用追加条項(看護職特約条項用)において、次のように定められています。

日本看護協会用追加条項(看護職特約条項用)における看護業務の定義

次の①から⑤に掲げる業務をいい、被保険者が保健師、助産師、看護師、または准看護師を管理監督する立場にある場合の次の①から⑤までに定める業務に関する管理監督業務を含み、美容を唯一の目的とする医療行為等に関連する業務は含みません。

- ① 保健師の資格を有する者が行う保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)に規定する業務
- ② 助産師の資格を有する者が行う保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)に規定する業務^(注)
- ③ 看護師の資格を有する者が行う保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)に規定する業務^(注)
- ④ 准看護師の資格を有する者が行う保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)に規定する業務^(注)
- ⑤ 身体上または精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者に対して行われる入浴、排せつ、食事その他の介護業務

(注)業務

保健教育業務または健康教育業務を含みます。

なお、保健師助産師看護師法の条文は次のとおりです。

保健師助産師看護師法(抜粋)

第2条(保健師の定義) この法律において「保健師」とは、厚生労働大臣の免許を受けて、保健師の名称を用いて、保健指導に従事することを業とする者をいう。

第3条(助産師の定義) この法律において「助産師」とは、厚生労働大臣の免許を受けて、助産又は妊婦、じょく婦若しくは新生児の保健指導を行うことを業とする女子をいう。

第5条(看護師の定義) この法律において「看護師」とは、厚生労働大臣の免許を受けて、傷病者若しくはじょく婦に対する療養上の世話又は診療の補助を行うことを業とする者をいう。

第6条(准看護師の定義) この法律において「准看護師」とは、都道府県知事の免許を受けて、医師、歯科医師又は看護師の指示を受けて、前条に規定することを行うことを業とする者をいう。

第31条(看護師業務の制限)第2項 保健師及び助産師は、前項の規定にかかわらず、第5条に規定する業を行うことができる。



Q25. 事故が「発生」した時点で本保険制度に加入していれば、対人賠償、対物賠償の補償対象となりますか？

※血液曝露等傷害保険については、Q44をご覧ください。

事故が「発見」された時に、補償期間内でなければ補償の対象とはなりません。
本保険制度では、「事故が発見された」場合(※)に限り、補償の対象となります。行為日(看護業務でミスをした日)は補償開始前でも問題はありませんが、制度申し込み時点で自らのミスを既に認識していたり、対象者(患者)側から苦情・請求を受けていた場合には補償の対象となりません。また、(イ)退職前に行った看護業務がもとで事故が発生し、(ロ)退職後に発生した事故が発見され、(ハ)退職後に患者側から損害賠償請求を受けた場合は、事故が発見された時点《(ロ)の時点》で本保険制度に加入していなければ補償の対象とはなりません。
(※)人格権侵害に関しては、補償期間中に人格権を侵害する不当行為がなされた場合のみ対象となります。

Q26. 研修・講習に参加中の賠償事故も対象となりますか？

有資格者が業務のスキルアップなどを目的として参加する「研修・講習・臨床実習・臨床研究」中の賠償事故も本保険制度の対象となります。

Q27. ボランティアでの看護業務中の賠償事故も対象となりますか？

災害派遣等におけるボランティアでの看護業務も対象となります。
対象となる全ての業務に対して、報酬の有無は問いません。

Q28. 所属施設以外で行った看護業務に起因する賠償責任は対象となりますか？

日本国内であれば、場所を問わず補償の対象となります。
日本国内の複数の医療施設等に勤務している看護職については、その全てにおける看護業務が対象となります。

Q29. 海外で行った看護業務に起因する賠償責任は、補償の対象となりますか？

補償の対象となりません。
日本国外の裁判所に損害賠償請求が提起された場合にも補償の対象となりません。

Q30. 美容を唯一の目的とする医療行為等に関する業務に起因する賠償責任は、補償対象となりますか？

補償の対象となりません。

Q31. 刑事訴訟も対象となりますか？

補償の対象となりません。
本保険制度では、民事上の責任が問われた場合が対象となります。いわゆる法律上の損害賠償責任を負う場合です。ただしサービス推進室における相談対応・支援は、民事に限定せず、刑事・行政上の責任に関する具体的な事案について、解決までの全プロセスに対応します。

Q32. 看護業務で自動車使用に起因する賠償責任は、補償対象となりますか？

補償の対象となりません。

本保険制度では、被保険者の業務を行う施設もしくは設備、または昇降機(注1)、自動車(注2)、航空機、船舶(注3)、もしくは車両(注3)の所有、使用および管理に起因する賠償責任は補償の対象となりません。

(注1)昇降機……看護業務遂行中に直接使用しているものを除きます。

(注2)自動車……原動機付自転車を含まず。

(注3)船舶、車両……自転車、身体障害者用車いす、歩行補助車および原動力が専ら人力であるものを除きます。

Q33. 患者の私物を壊してしまった場合、補償されますか？

補償の対象となります。

本保険制度では、看護職の賠償責任の程度・範囲、賠償額等を審査し決定します。

Q34. 看護業務中に、患者の家族や見舞客にケガをさせた場合も補償されますか？

補償の対象となります。

Q35. 看護業務中に加入者が他の看護職員等にケガなどをさせた場合も補償されますか？

補償の対象となります。

Q36. 自分がケガをした場合も補償されますか？

補償の対象となりません。

看護職賠償責任保険では、「他人」に対する賠償責任が発生した場合に補償します。

※血液曝露等傷害保険については、Q41をご覧ください。

Q37. 自分の持ち物を壊してしまった場合、補償されますか？

補償の対象となりません。

「他人」に対する賠償責任は発生しませんので、本保険制度で補償の対象にはなりません。

Q38. 「初期対応費用」とはどのような場合に保険金が支払われるのですか？

事故の発生後、責任の有無が十分判明しない初期の段階で、被保険者が社会通念上妥当と思われる初期対応(事故現場の保存、被害者へのお見舞い(交通費、花代、見舞金、見舞品購入費用))を行うことにより負担する費用をお支払いします。ただし、被害者へのお見舞いに関しては、対人事故発生時にのみお支払いします。



Q39. 保険金を受け取ると翌年の掛金が高くなりますか？

保険金を受け取られたことに伴い、加入者単位で個別に掛金が高くなることはありません。
※現行の保険料率が維持される前提です。

Q40. 事故の報告を行った場合、保険会社に提出した資料等の情報は公開されますか？

公開することはありません。
また、事故に関する審査は、非公開で行います。

7. 血液曝露等傷害保険の補償について

Q41. どのような場合に補償されますか？

血液曝露等傷害保険金は医療、看護、衛生、医療廃棄物の処理その他医療関係の業務に従事中(実習中を含みます。)に生じた偶然な血液曝露(ばくろ)事故(針刺し、切創、血液飛散、血液接触)が補償の対象となります。
死亡後遺障害保険金における業務中には通勤途上の事故(交通事故等)も含まれます。

Q42. 社会保険との関係はどのようになっていますか？ また、他にも共済や保険など傷害補償に加入している場合は、どのように支払われるのですか？

社会保険(医療保険・労働者災害補償保険)の給付とは関係なく、保険金が定額で支払われます。
また、他に、共済や他の保険会社の保険等に加入している場合も、それらとは全く関係なく保険金が定額で支払われます。

Q43. 血液曝露等傷害保険ではどのような事故が対象となりますか？

次のような事故が補償対象となります。

- ・使用済み針を誤って刺してしまった。
- ・意識のない患者さんが暴れて予期せず針を刺してしまった。
- ・採血や処置の際、体液や血液が付着してしまった。
- ・採血の処置の際、血液が目や口などに入ってしまった。 など

Q44. 針刺し事故から時間が経過して発病した場合でも保険金が支払われますか？

事故発生＝保険金支払いではありません。
針刺し事故等が発生し、保険金が支払われるには事故発生から3日以内に直後検査を受ける必要があります。
事故が発生してからその日を含めて365日以内に所定のウイルスに感染したことが判明した場合(HBVIについては感染だけでなく発症し、治療した場合)に保険金が支払われます。
また、事故発生時に本保険制度に加入していることが条件となります。

Q45. 補償期間中に複数回針刺し事故が発生した場合、何回でも補償されますか？

お支払いする保険金は、ウイルスの種類ごとに初年度加入および継続加入の補償期間を通算して1回とします。全てのウイルスに対して保険金をお支払いした場合はその後保険金のお支払いはできません。また、複数の支払事由に該当した場合は、それぞれのウイルスに対して1回のお支払いとなります。

8. 相談対応・支援事業について

Q46. 「看護職賠償責任保険制度」サービス推進室とはどのようなところですか？

医療安全に詳しい相談員（看護職）とスタッフが、本保険制度加入者の皆さまへ、以下のようなサービスを提供いたします。

- ①看護業務上生じた医療安全にかかわるできごとについての相談対応・支援
- ②医療事故が発生した場合の相談対応・支援
- ③医療安全に関する医療・看護情報の提供
- ④「看護職賠償責任保険制度News」の発行

相談対応・支援内容の詳細につきましては、4ページをご覧ください。

Q47. 事故が発生した場合の連絡は、「看護職賠償責任保険制度」サービス推進室にしてもよいですか？

事故が発生した場合は、まず看護職賠償責任保険制度コールセンター（TEL 0120-088-073）に必ずご連絡ください。さらにご相談等をご希望の場合は、「看護職賠償責任保険制度」サービス推進室がお受けいたします。

Q48. 相談方法にはどのようなものがありますか？

電話、メール、郵便、来訪の4つがあります。
来訪の場合は電話による予約が必要です。
相談対応・支援内容の詳細につきましては、4ページをご覧ください。

Q49. 「看護職賠償責任保険制度」サービス推進室が提供しているサービスは、本保険制度の加入者しか受けることができないのですか？

はい。
「看護職賠償責任保険制度」サービス推進室が提供しているサービスは、掛金の一部である運営費（1人あたり850円）で行っています。そのため本保険制度加入者の方へのサービスとしております。



9. ユーザー登録について

Q50. ユーザー登録をするには、どうしたらよいですか？

看護職賠償責任保険制度ホームページの「新規ユーザー登録」で必要事項を入力し、手続きをお願いします。手続きが完了すると、ご登録いただいたメールアドレスにユーザー登録確認メールが送付されます。

Q51. ユーザー登録に会費はかかりますか？

看護職賠償責任保険制度ホームページのユーザー登録にあたり、入会費などは一切かかりません。ご登録をお勧めします。

Q52. ユーザー登録をすることによって、どのようなサービスが受けられますか？

- ①加入者専用ページにて、ご自身の加入状況や更新時期の確認ができます。
 - ②「医療安全情報」を閲覧することができます。
- 「看護職賠償責任保険制度News」「事故審査委員会情報」などの最新情報を掲載しております。

Q53. パスワードを忘れてしまいました。

看護職賠償責任保険制度ホームページの「パスワードを忘れた方へ」からお手続きをお願いします。手続きが完了すると、ご登録のメールアドレスにパスワードが送付されます。

Q54. ログインしようとするとき「ログインできません。ID・パスワードをお確かめの上、再度お試しください。」というメッセージが出てしまいます。

ログインIDは、日本看護協会会員証に記載されている8桁の会員番号です。
会員証の紛失等で確認できない場合は、ご所属の都道府県看護協会までお問い合わせください。

Q55. メールアドレスを変更したいのですが、どのようにすれば良いですか？

看護職賠償責任保険制度ホームページにログイン後、「ユーザー登録内容変更」画面よりお手続きをお願いします。

資料編

賠償責任保険普通保険約款

＜用語の定義(五十音順)＞

普通保険約款または特約条項等において、次の用語はそれぞれ次の定義によります。ただし、別途定義がある場合は、その定義によります。

用語	定義
売上高	保険期間中に被保険者が販売したすべての商品の税込対価の総額をいいます。
財物の損壊	財産的価値を有する有体物の滅失、損傷または汚損をいい、盗取もしくは詐取されることまたは紛失を含みません。
事故	特約条項等に記載された事故をいいます。
失効	保険契約の全部または一部の効力を将来に向かって失うことをいいます。
使用人	次の①および②に掲げる者をいいます。 ① 被保険者との間に使用従属関係がある者で、被保険者から賃金の支払いを受けている者 ② 被保険者の下請負人との間に使用従属関係がある者で、被保険者の下請負人から賃金の支払いを受ける者 なお、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律(昭和60年法律第88号)に規定する労働者派遣事業者から被保険者または被保険者の下請負人に対して派遣された派遣労働者は使用人とみなします。
身体の障害	身体の傷害および疾病をいい、これらに起因する後遺障害および死亡を含みます。
損害賠償請求権者	事故による身体の障害または財物の損壊について、被保険者が法律上の賠償責任を負担することとなった相手方をいいます。
他人	被保険者以外の者をいいます。
他の保険契約等	この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
賃金	保険証券記載の業務に従事する被保険者の被用者に対して、保険期間中における労働の対価として被保険者が支払うべき金額の総額をいい、その名称を問いません。
特約条項等	特約条項または追加条項をいいます。
入場者	保険期間中に、有料または無料を問わず保険証券記載の施設に入場を許された総人員をいいます。ただし、被保険者の使用人および被保険者の使用人と世帯を同じくする親族を除きます。
反社会的勢力	暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。
被保険者	保険証券の被保険者欄に記載された者をいいます。
保険金額	この保険契約により補償される損害が発生した場合に、当社が支払うべき保険金の限度額をいいます。
保険契約者	当会社にこの保険契約の申込みをする者であって、この保険契約が成立すれば、保険料の支払義務を負うこととなる者をいいます。
保険契約申込書等	保険契約申込書およびその付属書類をいいます。
無効	保険契約のすべての効力が、契約締結時から生じなかったものとして取り扱うことをいいます。
免責金額	支払保険金の算出にあたり、損害の額から控除する被保険者の自己負担額をいいます。
役員	会社法(平成17年法律第86号)上の取締役、執行役員および監査役ならびにこれらに準ずる者として法令または定款の規定に基づいておかれた者をいいます。ただし、会計参与および会計監査人を除きます。
領収金	保険期間中に、保険証券記載の業務によって被保険者が領収すべき税込金額の総額をいい、その名称を問いません。

第1条(当会社の支払責任)

当会社は、この普通保険約款に従い、被保険者が事故により、他人の身体の障害または財物の損壊について、法律上の賠償責任を負担することによって被る損害(以下「損害」といいます。)に対して、保険金を支払います。

第2条(損害の範囲および責任限度)

(1)当会社が、保険金を支払う損害の範囲は、次の①から⑥までのいずれかに該当するものにかぎります。

名称	損害の内容
① 損害賠償金	被保険者が損害賠償請求権者に支払うべき損害賠償金。ただし、損害賠償金を支払うことによって代位取得するものがある場合は、その価額を控除します。
② 権利保全行使費用	被保険者が第16条(事故の発生)②の義務を履行するために支出した必要または有益であった費用
③ 損害防止費用	被保険者が第16条(事故の発生)③の損害の発生および拡大の防止に努めるために支出した必要または有益であった費用。ただし⑥の緊急措置費用を除きます。
④ 争訟費用	被保険者が当会社の承認を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬または仲裁、和解もしくは調停に関する費用
⑤ 協力費用	被保険者が第17条(損害賠償請求解決のための協力)(1)の協力のため支出した費用
⑥ 緊急措置費用	前条に掲げる事故により、他人の身体の障害または財物の損壊について、被保険者が第16条(事故の発生)③の損害の発生および拡大の防止に努めた後に賠償責任がないことが判明した場合において、損害の発生および拡大の防止に努めたことによって要した費用のうち、被害者に対する緊急またはやむをえない処置のため、被保険者が支出した費用

(2)当会社の責任は、1回の事故ごとについて定めます。

(3)1回の事故について、当社が支払うべき(1)①の保険金の額は、次の算式によって得られた額とします。ただし、保険証券に記載された保険金額を限度とします。

$$(1)①の損害賠償金の額 - \frac{\text{保険証券に記載された免責金額}}{\text{保険金額}} = \text{保険金}$$

(4)当会社は、(1)②から⑥までの費用についてはその全額を支払います。ただし、(1)①の損害賠償金の額が保険証券に記載された保険金額を超える場合は、(1)④の争訟費用は、次の算式によって得られた額とします。

$$(1)④の争訟費用 \times \frac{\text{保険金額}}{(1)①の損害賠償金の額} = (1)④の争訟費用に対する支払額$$

第3条(保険適用地域)

(1)当会社が保険金を支払うべき損害は、保険証券適用地域^(注)において発生した事故に起因する損害にかぎります。

(2)(1)の規定にかかわらず、保険証券適用地域^(注)において発生した事故に係る損害賠償請求が訴訟により提起された場合は、当社が保険金を支払うべき損害は、日本国内の裁判所に提起された訴訟による損害にかぎります。

(3)この普通保険約款に付帯される特約条項等に(1)または(2)と異なる規定がある場合は、その特約条項等の規定に従います。

(注)保険証券適用地域

保険証券の保険適用地域欄に記載の国または地域をいいます。

第4条(保険金を支払わない場合)

当会社は、直接であると間接であると問わず、被保険者が次の①から⑧までに掲げる賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者または被保険者^(注1)の故意によって生じた賠償責任
- ② 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動^(注2)に起因する賠償責任
- ③ 地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然変象に起因する賠償責任
- ④ 被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物に対し正当な権利を有する者に対して負担する賠償責任
- ⑤ 被保険者と世帯を同じくする親族に対する賠償責任
- ⑥ 被保険者の使用人が被保険者の業務に従事中に被った身体の障害によって生じた賠償責任

- ⑦ 排水または排気^(注3)によって生じた賠償責任
- ⑧ 被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任

(注1) 保険契約者または被保険者

これらの者が法人である場合は、その役員とします。

(注2) 暴動

群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

(注3) 排気

煙または蒸気を含みます。

第5条（責任の始期および終期）

- (1) 保険期間は、その初日の午後4時^(注)に始まり、末日の午後4時^(注)に終わります。ただし、保険期間が始まった後であっても、当社は、保険料領取前に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。
- (2) (1)の時刻は、日本国の標準時によるものとします。

(注) 午後4時

保険証券にこれと異なる時刻が記載されている場合は、その時刻とします。

第6条（調査）

- (1) 被保険者は、常に事故の発生を予防するために必要な措置を講じるものとします。
- (2) 当社は、保険期間中いつでも、(1)の措置の状況を調査し、かつ、その不備の改善を被保険者に請求することができます。
- (3) 保険契約者または被保険者が正当な理由がなく(2)の調査を拒んだ場合は、当社は、保険契約者に対する書面による通知をもってこの保険契約を解除することができます。
- (4) (3)の規定は、(2)に規定する拒否の事実のあった時の翌日から起算して1か月を経過した場合には適用しません。

第7条（告知義務）

- (1) 保険契約者または被保険者になる者は、保険契約締結の際、保険契約申込書等の記載事項^(注1)について、当会社に事実を正確に告げなければなりません。
- (2) 保険契約締結の際、保険契約者または被保険者が、保険契約申込書等の記載事項^(注1)について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合は、当社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (3) (2)の規定は、次の①から⑤までのいずれかに該当する場合には適用しません。
 - ① (2)の事実がなくなった場合
 - ② 当社が保険契約締結の際、(2)の事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合。なお、当社のために保険契約の締結の代理を行う者が、事実を告げることを妨げた場合または事実を告げないこともしくは事実と異なることを告げることを勧めた場合を含みます。
 - ③ 保険契約者または被保険者が、事故が生じる前に、保険契約申込書等の記載事項^(注1)につき、書面をもって訂正を当社に申し出て、当社がこれを承認した場合。なお、当社は、訂正の申出を受けた場合において、その訂正を申し出た事実が、保険契約締結の際に当社に告げられていたとしても、当社が保険契約を締結していたと認めるときにかぎり、これを承認するものとします。
 - ④ 当社が(2)の規定による解除の原因を知った時の翌日から起算して1か月を経過した場合または保険契約締結の時の翌日から起算して5年を経過した場合
 - ⑤ (2)の事実が、当社が保険契約締結時に交付する書面において定めた危険^(注2)に関する重要な事項に関係のないものであった場合。ただし、他の保険契約等に関する事項については(2)の規定を適用します。
- (4) 事故が生じた後に(2)の規定による解除がなされた場合であっても、第9条(保険契約の解除)(3)の規定にかかわらず、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。
- (5) (4)の規定は、(2)の事実に基づかず発生した事故による損害については適用しません。

(注1) 保険契約申込書等の記載事項

他の保険契約等に関する事項を含みます。

(注2) 危険

損害の発生の可能性をいいます。

第8条（通知義務）

- (1) 保険契約締結の後、保険契約申込書等に記載された事項の内容に変更を生じさせる事実^(注1)が発生した場合は、保険契約者または被保険者は、事実の発生がその責めに帰すべき事由によるときはあらかじめ、責めに帰すことのできない事由によるときはその発生を知った後、遅滞なく、その旨を当社に申し出て、承認を請求しなければなりません。ただし、その事実がなくなった場合は、当社に申し出る必要はありません。
 - (2) (1)の事実がある場合^(注2)は、当社は、その事実について承認請求書を受領したと否とを問わず、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
 - (3) (2)の規定は、当社が(2)の規定による解除の原因を知った時の翌日から起算して1か月を経過した場合または(1)の事実が生じた時の翌日から起算して5年を経過した場合には適用しません。
 - (4) (1)に規定する手続がなされなかった場合は、当社は、事実の発生が保険契約者または被保険者の責めに帰すべき事由によるときは(1)の事実が発生した時、責めに帰すことのできない事由によるときは保険契約者または被保険者がその事実の発生を知った時から当社が承認請求書を受領するまでの間に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。
 - (5) (4)の規定は、次の①または②の場合には適用しません。
 - ① (1)の事実が発生した場合において、変更後の保険料が変更前の保険料より高くならなかった場合
 - ② (1)の事実に基づかず発生した事故による損害である場合
- (注1) 保険契約申込書等の記載事項の内容に変更を生じさせる事実
他の保険契約等に関する事実については除きます。
- (注2) (1)の事実がある場合
(5)①の規定に該当する場合を除きます。

第9条（保険契約の解除）

- (1) 保険契約者は、当社に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
 - (2) 当社は、次の①から④までのいずれかに該当する事由がある場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
 - ① 保険契約者または被保険者が、当社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
 - ② 被保険者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと。
 - ③ 保険契約者が、次のアからオまでのいずれかに該当すること。
 - ア. 反社会的勢力に該当すると認められること。
 - イ. 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。
 - ウ. 反社会的勢力を不当に利用していると認められること。
 - エ. 法人である場合において、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。
 - オ. その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。
 - ④ ①から③までに掲げるもののほか、保険契約者または被保険者が、①から③までの事由がある場合と同程度に当社にこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。
 - (3) 当社は、被保険者が(2)③アからオまでのいずれかに該当する場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約^(注)を解除することができます。
 - (4) 保険契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。
 - (5) (2)または(3)の規定による解除が事故の発生した後になされた場合であっても、(4)の規定にかかわらず、(2)①から④までの事由または(3)の解除の原因となる事由が生じた時から解除がなされた時までに発生した事故による損害に対しては、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。
 - (6) 保険契約者または被保険者が(2)③アからオまでのいずれかに該当することにより(2)または(3)の規定による解除がなされた場合には、(5)の規定は、次の損害については適用しません。
 - ① (2)③アからオまでのいずれにも該当しない被保険者に生じた損害
 - ② (2)③アからオまでのいずれかに該当する被保険者に生じた法律上の損害賠償金の損害
- (注) この保険契約
被保険者が複数である場合は、その被保険者に係る部分とします。

第10条（保険料の返還または請求・告知・通知事項等の承認の場合）

(1) 次の①から③までの場合において、保険料を変更する必要があるときは、当社は、この保険契約に適用される特約条項等に別の定めがないかぎり、下表の規定に従い算出した額を返還し、または追加保険料を請求します。

区分	保険料の返還または請求
① 第7条(告知義務)(3)③の承認をする場合	変更前の保険料と変更後の保険料との差額を返還または請求します。
② 第8条(通知義務)(1)の通知に基づいて保険契約の内容を変更 ^(注1) する場合	ア. 保険料が、賃金、入場者、領収金、売上高等に対する割合によって定められる場合 変更の時から保険期間が満了する時点までの期間に対応する変更後の保険料と変更前の保険料との差額を返還または請求します。 イ. 保険料が、ア以外によって定められる場合 (ア) 変更後の保険料が変更前の保険料よりも低くなる場合 返還保険料＝ (変更前の保険料－変更後の保険料) × (1－既経過期間 ^(注2))に対応する別表に掲げる短期料率) (イ) 変更後の保険料が変更前の保険料よりも高くなる場合 追加保険料＝ (変更後の保険料－変更前の保険料) × 未経過期間 ^(注3) に対応する別表に掲げる短期料率
③ ①および②のほか、保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって保険契約条件変更の承認の請求を行い、当社がこれを承認する場合	

- (2) 当社は、保険契約者が(1)①または②の規定による追加保険料の支払を怠った場合^(注4)は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (3) 当社が(1)①または②の規定による追加保険料を請求する場合において、(2)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。ただし、第8条(通知義務)(1)の事実が生じた場合における、その事実が生じた時より前に発生した事故による損害については、この規定を適用しません。
- (4) 当社が(1)③の規定により追加保険料を請求する場合において、保険契約者がその追加保険料の支払を怠った場合^(注4)は、当社は、追加保険料領収前に生じた事故による損害に対しては、保険契約条件変更の承認の請求がなかったものとして、この普通保険約款およびこの普通保険約款に付帯される特約条項等の規定に従い、保険金を支払います。

(注1) 変更

保険契約者または被保険者の申出に基づく第8条（通知義務）（1）の事実が生じた時を変更の時として、保険料の返還または請求の規定を適用します。

(注2) 既経過期間

1か月に満たない期間は1か月とします。

(注3) 未経過期間

1か月に満たない期間は1か月とします。

(注4) 追加保険料の支払を怠った場合

当社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合にかぎります。

第11条（保険料の精算）

- (1) 保険契約者は、保険料が、賃金、入場者、領収金、売上高等に対する割合によって定められる場合においては、保険契約終了後遅滞なく、保険料を確定するために必要な資料を当社に提出しなければなりません。
- (2) 当社は、保険期間中および保険契約終了後1年以内の期間において、保険料を算出するために必要があると認める場合は、いつでも保険契約者または被保険者の書類を閲覧することができます。
- (3) 当社は、(1)の資料および(2)の規定によって閲覧した書類に基づき算出された保険料^(注)と既に領収した保険料との間に過不足がある場合は、その差額を返還または請求します。

(注) 保険料

この保険契約で定められた最低保険料に達しない場合は、その最低保険料をいいます。

第12条（保険契約の無効・取消し）

- (1) 保険契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって締結した保険契約は、無効とします。
- (2) 保険契約者または被保険者の詐欺または強迫によって当社が保険契約を締結した場合は、当社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を取り消すことができます。

第13条（保険料の返還－契約の無効・取消し・失効の場合）

この保険契約が無効、取消しまたは失効となる場合の保険料については、下表の規定に従います。

区分	保険料の返還
① この保険契約が無効となる場合	既に払い込まれた保険料の全額を返還します。ただし、前条(1)の規定によりこの保険契約が無効となる場合は、既に払い込まれた保険料を返還しません。
② 前条(2)の規定により、当社がこの保険契約を取り消した場合	既に払い込まれた保険料を返還しません。
③ この保険契約が失効となる場合	次の算式により算出した額を返還します。 既に払い込まれた保険料 × (1－既経過期間 ^(注))に対応する別表に掲げる短期料率)

(注) 既経過期間

1か月に満たない期間は1か月とします。

第14条（保険料の返還－契約解除の場合）

この保険契約が解除となる場合は、当社は、この保険契約に適用される特約条項等に別の定めがないかぎり、下表の規定に従い算出した額を返還します。

区分	保険料の返還
① 第6条(調査)(3)、第7条(告知義務)(2)、第8条(通知義務)(2)、第9条(保険契約の解除)(2)または第10条(保険料の返還または請求－告知・通知事項等の承認の場合)(2)の規定により当社がこの保険契約を解除した場合	次の算式により算出した額を返還します。 既に払い込まれた保険料 × (1－既経過期間 ^(注))に対応する別表に掲げる短期料率)
② 第9条(保険契約の解除)(1)の規定により保険契約者がこの保険契約を解除した場合	

(注) 既経過期間

1か月に満たない期間は1か月とします。

第15条（失効・解除の特例）

- (1) 第13条(保険料の返還－契約の無効・取消し・失効の場合)③の規定にかかわらず、保険料が賃金、入場者、領収金、売上高等に対する割合によって定められた保険契約が失効した場合は、第11条(保険料の精算)(3)の規定によって保険料を精算します。ただし、最低保険料の定めがないものとして計算します。
- (2) 前条の規定にかかわらず、保険料が賃金、入場者、領収金、売上高等に対する割合によって定められた保険契約の解除の場合は、第11条(保険料の精算)(3)の規定によって保険料を精算します。

第16条（事故の発生）

保険契約者または被保険者は、事故が発生したことを知った場合は、下表の「事故発生時の義務」を履行しなければなりません。保険契約者または被保険者が、正当な理由がなくこれらの規定に違反した場合は、当社は、下表の「差し引く金額」を差し引いて、保険金を支払います。

事故発生時の義務	差し引く金額
① 次の事項を遅滞なく書面で当社に通知すること。 ア. 事故発生の日時、場所および事故の状況ならびに被害者の住所および氏名または名称 イ. アについて証人となる者がいる場合は、その者の住所および氏名または名称 ウ. 損害賠償の請求を受けた場合は、その内容	保険契約者または被保険者がこの規定に違反したことによって、当社が被った損害の額

② 他人に損害賠償の請求 ^(注1) をすることができる場合は、その権利の保全または行使に必要な手続をすること。	他人に損害賠償の請求 ^(注1) をすることによって取得することができたと認められる額
③ 損害の発生および拡大の防止に努めること。	発生または拡大を防止することができたと認められる損害の額
④ 損害賠償の請求 ^(注1) を受けた場合は、あらかじめ当会社の承認を得ないで、その全部または一部を承認しないこと。ただし、被害者に対する応急手当または護送その他の緊急措置を行う場合を除きます。	損害賠償責任がないと認められる額
⑤ 損害賠償の請求 ^(注1) についての訴訟を提起し、または提起された場合は、遅滞なく当会社に通知すること。	保険契約者または被保険者がこの規定に違反したことによって、当社が被った損害の額
⑥ 他の保険契約等の有無および内容 ^(注2) について、遅滞なく当会社に通知すること。	
⑦ ①から⑥までのほか、当社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合は、遅滞なく、これを提出し、また当社が行う損害の調査に協力すること。	

(注1) 損害賠償の請求

共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。

(注2) 他の保険契約等の有無および内容

既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合は、その事実を含みます。

第17条 (損害賠償請求解決のための協力)

- 被保険者が損害賠償の請求を受けた場合において、当社が必要と認めるときは、当社は、被保険者に代わり自己の費用でその解決にすることができます。この場合において、被保険者は、当社の求めに応じ、その遂行について当社に協力しなければなりません。
- 被保険者が正当な理由がなく(1)の協力に応じない場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて、保険金を支払います。

第18条 (保険金請求の手続)

- 当社に対する保険金請求権は、次の時から発生し、これを行行使することができるものとします。
 - 第2条(損害の範囲および責任限度)(1)①の損害賠償金に係る保険金については、被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した時、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時
 - 第2条(損害の範囲および責任限度)(1)②から⑥までの費用に係る保険金については、被保険者が負担すべき費用の額が確定した時
- 被保険者が保険金の支払を請求する場合は、次の①から⑤までの書類または証拠のうち、当社が求めるものを当社に提出しなければなりません。
 - 保険金請求書
 - 被保険者が損害賠償責任を負担することを示す判決書、調停調書、和解調書または示談書
 - 被保険者の損害賠償金の支払およびその金額を証明する書類
 - 被保険者が保険金を請求することについて、損害賠償請求権者の承諾があったことおよびその金額を証明する書類
 - その他当社が次条(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの
- 当社は、事故の内容、損害の額等に応じ、保険契約者または被保険者に対して、(2)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合は、当社が求めた書類または証拠をすみやかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- 次の①から③までのいずれかに該当する場合には、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
 - 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(3)の規定に違反した場合
 - 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(2)または(3)の書類に事実と異なる記載をした場合
 - 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(2)または(3)の書類または証拠を偽造し、または変造した場合
- 保険金請求権は、(1)に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合

は、時効によって消滅します。

第19条 (保険金の支払)

- 当社は、請求完了日^(注1)からその日を含めて30日以内に、当社が保険金を支払うために必要な次の①から⑤までの事項の確認を終え、保険金を支払います。
 - 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生時の状況、損害発生の有無および被保険者に該当する事実
 - 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
 - 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額および事故と損害との関係
 - 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
 - ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項
- (1)の確認をするため、下表の①から⑥までに掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合は、(1)の規定にかかわらず、当社は、請求完了日^(注1)からその日を含めて下表の①から⑥までに掲げる日数^(注2)を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとします。

特別な照会または調査	日数
① (1)①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査または調査結果の照会 ^(注3)	180日
② (1)①から④までの事項を確認するための、専門機関による鑑定等の結果の照会	90日
③ (1)③の事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会	120日
④ 災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された災害の被災地域における(1)①から⑤までの事項の確認のための調査	60日
⑤ (1)①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的手段がない場合の日本国外における調査	180日
⑥ 損害賠償請求の内容もしくは根拠が判別もしくは他の事例に鑑み特殊である場合または事故により多数の被害が生じた場合において、(1)①から④までの事項を確認するための、専門機関による鑑定等の結果の照会または関係当事者への照会	180日

- (2)①から⑥までに掲げる特別な照会または調査を開始した後、(2)①から⑥までに掲げる期間中に保険金を支払う見込みがないことが明らかになった場合は、当社は、(2)①から⑥までに掲げる期間内に被保険者との協議による合意に基づき、その期間を延長することができます。
- (1)から(3)までに掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者または被保険者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合^(注4)は、これにより確認が遅延した期間については、(1)から(3)までの期間に算入しないものとします。

(注1) 請求完了日

被保険者が前条(2)の規定による手続を完了した日をいいます。

(注2) 下表の①から⑥までに掲げる日数

①から⑥までの複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

(注3) 警察、検察、消防その他の公の機関による捜査または調査の結果の照会

弁護士法(昭和24年法律第205号)に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

(注4) その確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合

必要な協力を行わなかった場合を含みます。

第20条 (他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)

他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額^(注1)の合計額が、損害の額^(注2)を超えるときは、当社は、次の①または②に定める額を保険金として支払います。

- 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合この保険契約の支払責任額^(注1)
- 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合

損害の額^(注2)から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額^(注1)を限度とします。

(注1) 支払責任額

それぞれの保険契約または共済契約について、他の保険契約または共済契約がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。

(注2) 損害の額

それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合は、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

第21条 (代位)

- (1) 損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権^(注)を取得した場合において、当社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は当社に移転します。ただし、移転するのは、次の①または②のいずれかの額を限度とします。

区分	移転する債権の限度額
① 当社が損害の額の全額を保険金として支払った場合	被保険者が取得した債権の全額
② ①以外の場合	次の算式により算出された額 被保険者が取得した債権のうち 損害の額のうちの － 保険金が支払われていない額

- (2) (1)②の場合において、当社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。
 (3) 保険契約者および被保険者は、当社が取得する(1)の債権の保全および行使ならびにそのために当社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。この場合において、当社に協力するために必要な費用は、当社の負担とします。

(注) 損害賠償請求権その他の債権

当社が保険金を支払うべき損害に係る保険金、共済金その他の金銭の請求権および共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。

第22条 (先取特権)

- (1) 損害賠償請求権者は、被保険者の当社に対する保険金請求権^(注)について、先取特権を有します。
 (2) 当社は、次の①から④までのいずれかに該当する場合に、第2条(損害の範囲および責任限度)(1)①の損害賠償金について、保険金の支払を行うものとします。
 ① 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をした後に、当社から被保険者に支払う場合。ただし、被保険者が賠償した金額を限度とします。
 ② 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、被保険者の指図により、当社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
 ③ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、損害賠償請求権者が(1)の先取特権を行使したことにより、当社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
 ④ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、当社が被保険者に保険金を支払うことを損害賠償請求権者が承諾したことにより、当社から被保険者に支払う場合。ただし、損害賠償請求権者が承諾した金額を限度とします。
 (3) 保険金請求権^(注)は、損害賠償請求権者以外の第三者に譲渡することはできません。また、保険金請求権^(注)を質権の目的とし、または(2)③の場合を除いて差し押さえることはできません。ただし、(2)①または④の規定により被保険者が当社に対して保険金の支払を請求することができる場合を除きます。

(注) 保険金請求権

第2条(損害の範囲および責任限度)(1)②から⑥までの費用に対する保険金請求権を除きます。

第23条 (訴訟の提起)

この保険契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。

第24条 (準拠法)

この普通保険約款に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

(別表) 短期料率表

既経過期間 または 未経過期間	短期料率	既経過期間 または 未経過期間	短期料率
1か月まで	1/12	7か月まで	7/12
2か月まで	2/12	8か月まで	8/12
3か月まで	3/12	9か月まで	9/12
4か月まで	4/12	10か月まで	10/12
5か月まで	5/12	11か月まで	11/12
6か月まで	6/12	12か月まで	12/12

看護職特約条項

<用語の定義 (五十音順) >

この特約条項において、次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
看護業務	次の①から⑤に掲げる業務をいいます。 ① 保健師の資格を有する者が行う保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)に規定する業務 ② 助産師の資格を有する者が行う保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)に規定する業務 ③ 看護師の資格を有する者が行う保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)に規定する業務 ④ 准看護師の資格を有する者が行う保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)に規定する業務 ⑤ 身体上または精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者に対して行われる入浴、排せつ、食事その他の介護業務
帰責割合	被保険者が本来負担すべき責任の割合をいいます。
受託物	看護業務の対象となる者から受託している財物をいいます。
滅失等	受託物が滅失、損傷もしくは汚損し、または盗取もしくは詐取されたことをいいます。ただし、受託物の紛失を含みません。

第1条 (当会社の支払責任)

- (1) 当社は、賠償責任保険普通保険約款(以下「普通約款」といいます。)第1条(当会社の支払責任)および第3条(保険証券適用地域)の規定にかかわらず、被保険者が日本国内において看護業務を遂行することにより、他人の身体の障害またはその財物の損壊(以下「事故」といいます。)について、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害(以下「損害」といいます。)に対して、保険金を支払います。
 (2) 普通約款第4条(保険金を支払わない場合)④および賠償責任保険追加条項第1章共通条項第15条(保険金を支払わない場合－管理財物)の規定にかかわらず、(1)に規定する損害には、被保険者が日本国内において看護業務を遂行することにより、受託物の滅失等に起因して、受託物について正当な権利を有する者に対し、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を含みます。ただし、その受託物に対して当社が保険金を支払うべき普通約款第2条(損害の範囲および責任限度)(1)①の損害賠償金の額は、その受託物の時価^(注)を超えないものとします。
 (3) (1)または(2)に規定する事故または滅失等に起因して、被保険者を含む複数の者が法律上の賠償責任を負担する場合には、当社は、被保険者の帰責割合に応じた損害に対してのみ保険金を支払います。

(注) 時価

滅失等の生じた地および時において、もし滅失等が発生していなければ有したであろう価額をいいます。

第2条（被保険者の範囲）

この特約条項において、被保険者とは保険証券記載の者をいいます。

第3条（保険期間と保険責任の関係）

当社は、普通約款第5条（責任の始期および終期）（1）に掲げる保険期間中に事故が発見された場合にかぎり、損害に対して、保険金を支払います。

第4条（保険金を支払わない場合）

当社は、直接であると間接であるとを問わず、普通約款第4条（保険金を支払わない場合）①から⑧に掲げる賠償責任のほか、被保険者が次の①から⑩に掲げる賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。ただし、普通約款第4条（保険金を支払わない場合）④および賠償責任保険追加条項第1章共通条項第15条（保険金を支払わない場合—管理財物）の規定は、第1条（当会社の支払責任）（2）に該当する損害にかぎり、これを適用しません。

- ① 被保険者が看護業務を行う施設^(注1)または航空機、車両^(注2)、自動車、船もしくは動物の所有、使用または管理に起因する賠償責任
- ② 名誉き損または秘密漏えいに起因する賠償責任
- ③ 看護業務の結果を保証することにより加重された賠償責任
- ④ 保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）の規定に違反して行った看護業務に起因する賠償責任
- ⑤ 被保険者、被保険者の同居の親族もしくは使用人その他被保険者の看護業務の補助者が行い、または加担した盗取に起因する賠償責任
- ⑥ 被保険者の使用人または被保険者の看護業務の補助者が所有し、または私用に供する財物が損壊もしくは紛失し、または盗取もしくは詐取されたことに起因する賠償責任
- ⑦ 受託物の自然の消耗、かし、受託物本来の性質^(注3)またはねずみ食い、虫食い等に起因する賠償責任
- ⑧ 屋根、樋、扉、戸、窓、通風筒等から入る雨、雪等による受託物の損壊に起因する賠償責任
- ⑨ 受託物が委託者に引き渡された日からその日を含めて30日を経過した後に発見された受託物の損壊に起因する賠償責任
- ⑩ 被保険者が助産所の開設者である場合において、被保険者または被保険者の使用人もしくは被保険者の看護業務の補助者が行う助産または妊婦、じよく婦もしくは新生児の保健指導に起因する賠償責任

- (注1) 被保険者が看護業務を行う施設
設備を含みます。ただし、看護業務の遂行中に直接使用しているものを除きます。
- (注2) 車両
原動力がもっぱら人力であるものを除きます。
- (注3) 受託物本来の性質
自然発火および自然爆発を含みます。

第5条（事故の発見）

- (1) 保険契約者または被保険者は、事故が発生したことを知った場合は、普通約款第16条（事故の発生）①に掲げる事項のほか、事故発見の日時を、遅滞なく書面で当社に通知しなければなりません。
- (2) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく（1）の義務に違反した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて、保険金を支払います。

第6条（他の保険契約等との関係）

- (1) 当社は、普通約款第20条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）の規定にかかわらず、第1条（当会社の支払責任）に規定する事故または滅失等に起因して、この保険契約の被保険者またはそれ以外の者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金を支払うべき他の保険契約等^(注)がある場合は、この保険契約の被保険者の帰責割合に応じた賠償責任額のうち、損害の額が他の保険契約等^(注)により支払われるべき金額を超過するときにかぎり、その超過額に対して保険金を支払います。
- (2) この保険契約の被保険者の帰責割合に応じた賠償責任額のうち、他の保険契約等^(注)で保険金を支払われる金額が、この保険契約の証券に記載された免責金額を下回る場合には、（1）の規定を適用しません。

- (注) 他の保険契約等
他の保険契約または共済契約をいいます。

第7条（読替規定）

この特約条項においては、次の①から⑩に記載のとおり普通約款を読み替えて適用するものとします。

- ① 第5条（責任の始期および終期）（1）の規定中「保険料領収前に生じた事故による損害」とあるのは「保険料領収前に発見された事故による損害」

- ② 第7条（告知義務）（3）③の規定中「事故が生じる前に」とあるのは「事故が発見される前に」
- ③ 第7条（告知義務）（4）の規定中「事故が生じた後に」とあるのは「事故が発見された後に」
- ④ 第7条（告知義務）（5）の規定中「発生した事故」とあるのは「発見された事故」
- ⑤ 第8条（通知義務）（4）の規定中「承認請求書を受領するまでの間に生じた事故」とあるのは「承認請求書を受領するまでの間に発見された事故」
- ⑥ 第8条（通知義務）（5）の規定中「発生した事故」とあるのは「発見された事故」
- ⑦ 第9条（保険契約の解除）（5）の規定中「事故の発生した後に」とあるのは「事故が発見された後に」、「発生した事故による損害」とあるのは「発見された事故による損害」
- ⑧ 第10条（保険料の返還または請求—告知・通知事項等の承認の場合）（3）の規定中「その事実が生じた時より前に発生した事故」とあるのは、「その事実が生じた時より前に発見された事故」
- ⑨ 第10条（保険料の返還または請求—告知・通知事項等の承認の場合）（4）の規定中「追加保険料領収前に生じた事故による損害」とあるのは「追加保険料領収前に発見された事故による損害」
- ⑩ 第16条（事故の発生）本文の規定中「事故が発生したことを知った場合」とあるのは「損害の原因となる事故を発見した場合は」

第8条（普通約款との関係）

この特約条項に規定しない事項については、この特約条項の趣旨に反しない限り、普通約款の規定を適用します。

受託物の範囲に関する追加条項（看護職特約条項用）

第1条（受託物の範囲）

当社は、この追加条項により、看護職特約条項（以下「特約条項」といいます。）の用語の定義に定める「受託物」を、以下のとおり読み替えて適用します。

用語	定義
受託物	被保険者以外の者から受託している財物をいいます。

第2条（普通保険約款等との関係）

この追加条項に規定しない事項については、この追加条項の趣旨に反しない限り、賠償責任保険普通保険約款ならびに特約条項および他の追加条項の規定を適用します。

初期対応費用担保追加条項（日本看護協会用）

第1条（当会社の支払責任）

当社は、看護職特約条項（以下「特約条項」といいます。）第1条（当会社の支払責任）に規定する事故が生じたことにより、被保険者が同条に規定する損害を負担するおそれのあることを知った場合に、被保険者が支出した次の①から⑦に掲げる費用に対して、この追加条項の規定に従い、保険金を支払います。ただし、社会通念上妥当な費用にかぎりです。

- ① 事故現場保存費用、事故の状況調査記録および写真撮影費用
- ② 事故原因調査費用
- ③ 事故の現場の片づけまたは清掃費用
- ④ 被保険者の使用人を事故の現場に派遣するために必要な交通費および宿泊費
- ⑤ 通信費用
- ⑥ 事故が他人の身体の障害である場合において、その身体の障害を被った者に対して被保険者が支払う見舞金または見舞品の購入費用
- ⑦ ①から⑥に掲げる費用に準ずる費用。ただし、身体の障害以外の被害を被った者に対して支払う見舞金および見舞品の購入費用は含みません。

第2条（当会社の支払限度額）

前条に規定する費用について、当社が支払うべき保険金の額は、1回の事故について250万円を限度とします。ただし、前条⑥については、被害者^(注)

1名について10万円を限度とします。

(注) 被害者

特約条項第1条(保険金を支払う場合)の事故により、身体の障害を被った者をいいます。

第3条(損害賠償保険金との関係)

被保険者が第1条(当会社の支払責任)に規定する費用を支出し、かつ、被害者に対して法律上の賠償責任を負担する場合は、この追加条項により支払う保険金は、当社が賠償責任保険普通保険約款(以下「普通約款」といいます。)第2条(損害の範囲および責任限度)(1)①により支払う損害賠償金に充当します。

第4条(普通保険約款等との関係)

この追加条項に規定しない事項については、この追加条項の趣旨に反しないかぎり、賠償責任保険普通保険約款ならびに特約条項および他の追加条項の規定を適用します。

人格権侵害担保追加条項(看護職特約条項用)

<用語の定義(五十音順)>

この追加条項において、次に掲げる用語については、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
個人情報	個人に関する情報であつて、その情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができることとなるものを含みます。)をいいます。
人格権侵害	次の①または②のいずれかの行為に起因する障害で、身体の障害および宣伝障害以外のものをいいます。 ① 不当な身体の拘束による自由の侵害または名誉損害 ② 口頭、文書、図画その他これらに類する表示行為による名誉損害またはプライバシーの侵害
宣伝障害	生産物または仕事の宣伝に関する次の①から③のいずれかの行為に起因する障害をいいます。 ① 口頭、文書、図画その他これらに類する表示行為による名誉損害またはプライバシーの侵害 ② 著作権(特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の知的財産権を含みません。)、標題または標語の侵害 ③ 宣伝上の着想または営業の手法の不正な流用
被害者	保険証券記載の被保険者の行為により被害を受けた個人および組織をいいます。

第1条(当会社の支払責任)

- (1)当社は、賠償責任保険普通保険約款(以下「普通約款」といいます。)第1条(当会社の支払責任)ならびに看護職特約条項(以下「特約条項」といいます。)第1条(当会社の支払責任)、同第3条(保険期間と保険責任の関係)および同第4条(保険金を支払わない場合)②の規定にかかわらず、日本国内において特約条項第2条(看護業務)に規定する看護業務の遂行(以下「行為」といいます。)に起因する人格権侵害または宣伝障害について、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害(以下「損害」といいます。)に対して、この追加条項の規定に従い、保険金を支払います。
- (2)被保険者を含む複数の者が行為に起因する賠償責任を負担する場合には、当社は、被保険者の帰責割合^(注)に応じた金額に対してのみ保険金を支払います。
- (3)保険金の支払額の決定および免責金額の適用にあたり、同一の原因から生じた一連の行為は、発生の時および場所ならびに被害者、損害賠償請求および訴訟の数にかかわらず、そのすべてを1回の行為とみなします。なお、1回の行為については、最初の行為またはその原因が発生した時にすべての行為が行われたものとみなします。

(注) 帰責割合

その者が本来負担すべき責任の割合をいいます。

第2条(保険金を支払わない場合—人格権侵害および宣伝障害)

当社は、直接であると間接であるとを問わず、普通約款第4条(保険金を支払わない場合)①から⑧および特約条項第4条(保険金を支払わない場合)①から⑧(ただし、同条②を除きます。)に掲げる賠償責任のほか、被保険者が次の①から⑦に掲げる賠償責任を負担することによって被る人格権侵害にかかる損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 被保険者またはその使用人その他被保険者の業務の補助者が行った看護業務に起因する賠償責任
- ② 被保険者によって、または被保険者の了解もしくは同意に基づいて被保険者以外の者によって行われた犯罪行為^(注)に起因する賠償責任
- ③ 直接であると間接であるとを問わず、採用、雇用または解雇に関して、被保険者によって、または被保険者以外の者によって行われた行為に起因する賠償責任
- ④ 最初の行為が保険期間開始前に行われ、その継続または反復として、被保険者によって、または被保険者以外の者によって行われた行為に起因する賠償責任
- ⑤ 事実と異なることを知りながら、被保険者によって、または被保険者の了解、同意もしくは指図により被保険者以外の者によって行われた行為に起因する賠償責任
- ⑥ 広告宣伝、放送または出版を業とする被保険者により行われた行為に起因する賠償責任
- ⑦ 身体の障害または財物の損壊に起因する賠償責任

(注) 犯罪行為

過失犯を除きます。

第3条(保険金を支払わない場合—宣伝障害)

当社は、直接であると間接であるとを問わず、普通約款第4条(保険金を支払わない場合)①から⑧および特約条項第4条(保険金を支払わない場合)①から⑧(ただし、同条②を除きます。)に掲げる賠償責任のほか、被保険者が次の①から③に掲げる賠償責任を負担することによって被る宣伝障害にかかる損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 契約違反に起因する賠償責任。ただし、書面によらない合意または約束において、宣伝上の着想または営業の手法を不正に流用した場合は、この規定を適用しません。
- ② 宣伝された品質、性能等に適合しないことに起因する賠償責任
- ③ 価格表示の誤りに起因する賠償責任

第4条(保険金の支払限度)

- (1)当社は、普通約款第2条(損害の範囲および責任限度)(3)の規定にかかわらず、1回の行為について、同条(1)①の金額が保険証券記載の免責金額を超過する場合にかぎり、その超過額に保険証券記載の縮小補割金を乗じて得た金額のみを、保険証券に記載された保険金額を限度として支払います。
- (2)当社が支払うべき普通約款第2条(損害の範囲および責任限度)(1)①の金額は、通算して保険証券に記載された保険期間中の総保険金額を限度とします。

第5条(読替規定)

当社は、この追加条項においては、普通約款の規定中「事故」とあるのを「人格権侵害または宣伝障害」と読み替えて適用します。ただし、同第16条(事故の発生)本文については、「人格権侵害もしくは宣伝障害またはその原因となる行為」と読み替えて適用します。

第6条(普通約款等との関係)

この追加条項に規定しない事項については、この追加条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款ならびに特約条項およびこれに付帯する他の追加条項の規定を適用します。

日本看護協会用追加条項(看護職特約条項用)

第1条(業務の範囲)

当社は、看護職特約条項(以下「特約条項」といいます。)の用語の定義に定める「看護業務」を以下の通り読み替えて適用します。

用語	定義
看護業務	<p>次の①から⑤に掲げる業務をいい、被保険者が保健師、助産師、看護師、または准看護師を管理監督する立場にある場合の次の①から⑤までに定める業務に関する管理監督業務を含み、美容を唯一の目的とする医療行為等に関連する業務は含みません。</p> <p>① 保健師の資格を有する者が行う保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)に規定する業務</p> <p>② 助産師の資格を有する者が行う保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)に規定する業務^(注)</p> <p>③ 看護師の資格を有する者が行う保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)に規定する業務^(注)</p> <p>④ 准看護師の資格を有する者が行う保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)に規定する業務^(注)</p> <p>⑤ 身体上または精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者に対して行われる入浴、排せつ、食事その他の介護業務</p> <p>(注) 業務 保健教育業務または健康教育業務を含みます。</p>

第2条(保険金を支払わない場合)

当社は、被保険者が助産所の開設者である場合において、被保険者またはその使用人その他被保険者の看護業務の補助者が行う助産または妊婦、じよく婦もしくは新生児の保健指導に起因する賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

第3条(普通保険約款等との関係)

この追加条項に規定しない事項については、この追加条項の趣旨に反しないかぎり、賠償責任保険普通保険約款ならびに特約条項および他の追加条項の規定を適用します。

看護職特約条項の読替に関する追加条項

第1条(読替規定)

当社は、看護職特約条項(以下「特約条項」といいます。)第1条(当社の支払責任)を以下のとおり読み替えて適用します。

第1条(当社の支払責任)

- (1) 当社は、賠償責任保険普通保険約款(以下「普通約款」といいます。)第1条(当社の支払責任)および第3条(保険証券適用地域)の規定にかかわらず、被保険者が日本国内において看護業務を遂行することにより、他人の身体の障害またはその財物の損壊(以下「事故」といいます。)について、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害(以下「損害」といいます。)に対して、保険金を支払います。
- (2) 普通約款第4条(保険金を支払わない場合)④および賠償責任保険追加条項第1章共通条項第15条(保険金を支払わない場合—管理財物)の規定にかかわらず、(1)に規定する損害には、被保険者が日本国内において看護業務を遂行することにより、受託物の滅失等に起因して、受託物について正当な権利を有する者に対し、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を含みます。ただし、その受託物に対して当社が保険金を支払うべき普通約款第2条(損害の範囲および責任限度)(1)①の損害賠償金の額は、その受託物の時価^(注)を超えないものとします。
- (3) (1)に規定する事故のうち看護業務の対象となる者の身体の障害に起因して、被保険者を含む複数の者が法律上の賠償責任を負担する場合には、当社は、被保険者の帰責割合に応じた損害に対してのみ保険金を支払

います。

(注) 時価

滅失等の生じた地および時において、もし滅失等が発生していなければ有したであろう価額をいいます。

第2条(普通保険約款との関係)

この追加条項に規定しない事項については、この追加条項の趣旨に反しないかぎり、賠償責任保険普通保険約款ならびに特約条項およびこれに付帯する他の追加条項の規定を適用します。

人格権侵害担保追加条項(看護職特約条項用)の読替に関する追加条項

第1条(読替規定)

当社は、人格権侵害担保追加条項(看護職特約条項用)第1条(当社の支払責任)を以下のとおり読み替えて適用します。

第1条(当社の支払責任)

- (1) 当社は、賠償責任保険普通保険約款(以下「普通約款」といいます。)第1条(当社の支払責任)ならびに看護職特約条項(以下「特約条項」といいます。)第1条(当社の支払責任)、同第3条(保険期間と保険責任の関係)および同第4条(保険金を支払わない場合)②の規定にかかわらず、日本国内において特約条項第2条(看護業務)に規定する看護業務の遂行(以下「行為」といいます。)に起因する人格権侵害または宣伝障害について、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害(以下「損害」といいます。)に対して、この追加条項の規定に従い、保険金を支払います。
- (2) 保険金の支払額の決定および免責金額の適用にあたり、同一の原因から生じた一連の行為は、発生の時および場所ならびに被害者、損害賠償請求および訴訟の数にかかわらず、そのすべてを1回の行為とみなします。なお、1回の行為については、最初の行為またはその原因が発生した時にすべての行為が行われたものとみなします。

第2条(普通保険約款との関係)

この追加条項に規定しない事項については、この追加条項の趣旨に反しないかぎり、賠償責任保険普通保険約款ならびに看護職特約条項およびこれに付帯する他の追加条項の規定を適用します。

傷害総合保険普通保険約款

第1章 用語の定義条項

第1条（用語の定義）

この普通保険約款において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
医学的他覚所見	理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
医科診療報酬点数表	手術を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている医科診療報酬点数表をいいます。
運行中	自動車等が通常の目的にしたがって使用されている間をいいます。
危険	傷害または損害の発生の可能性をいいます。
競技等	競技、競争、興行 ^(注1) または試運転 ^(注2) をいいます。 (注1) 競技、競争、興行 いずれもそのための練習を含みます。 (注2) 試運転 性能試験を目的とする運転または操縦をいいます。
後遺障害	治療の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。
公的医療保険制度	次の①から⑦までのいずれかの法律に基づく医療保険制度をいいます。 ① 健康保険法(大正11年法律第70号) ② 国民健康保険法(昭和33年法律第192号) ③ 国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号) ④ 地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号) ⑤ 私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号) ⑥ 船員保険法(昭和14年法律第73号) ⑦ 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)
告知事項	危険に関する重要な事項のうち、保険契約申込書の記載事項とすることによって当社が告知を求めたものをいい、他の保険契約等に関する事項を含みます。
歯科診療報酬点数表	手術を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている歯科診療報酬点数表をいいます。
自動車等	自動車または原動機付自転車をいいます。
自賠責保険等	自動車損害賠償保障法(昭和30年法律第97号)に基づく責任保険または責任共済をいいます。
支払責任額	他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。
重度後遺障害による要介護状態	別表4に掲げる介護が必要な状態をいいます。

手術	次の①または②のいずれかに該当する診療行為をいいます。 ① 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている診療行為 ^(注1) 。ただし、次のア からオ、までのいずれかに該当するものを除きます。 ア. 創傷処理 イ. 皮膚切開術 ウ. デブリードマン エ. 骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術 オ. 抜歯手術 ② 先進医療 ^(注2) に該当する診療行為 ^(注3) (注1) 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている診療行為 歯科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、医科診療報酬点数表においても手術料の算定対象として列挙されている診療行為を含みます。 (注2) 先進医療 手術を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている評価療養のうち、別に主務大臣が定めるものをいいます。ただし、先進医療ごとに別に主務大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものにかぎります。 (注3) 診療行為 治療を直接の目的として、メス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものにかぎります。ただし、診断、検査等を直接の目的とした診療行為ならびに注射、点滴、全身薬剤投与、局所的薬剤投与、放射線照射および温熱療法による診療行為を除きます。
乗用具	自動車等、モーターボート ^(注) 、ゴーカート、スノーモービルその他これらに類するものをいいます。 (注) モーターボート 水上オートバイを含みます。
対人賠償保険等	自動車等の所有、使用または管理に起因して他人の生命または身体を害することにより、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金または共済金を支払う保険契約または共済契約で自賠責保険等以外のものをいいます。
他の保険契約等	この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
治療	医師 ^(注) が必要であると認め、医師 ^(注) が行う治療をいいます。 (注) 医師 被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師をいいます。
通院	病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。
通院保険金日額	保険証券記載の通院保険金日額をいいます。
入院	自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
入院保険金日額	保険証券記載の入院保険金日額をいいます。
配偶者	婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。
賠償義務者	被害事故により、被保険者またはその父母、配偶者もしくは子が被る損害に対して法律上の損害賠償責任を負担する者をいいます。
被保険者	保険証券記載の被保険者をいいます。
保険期間	保険証券記載の保険期間をいいます。
保険金	第2章傷害条項においては、死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、手術保険金、通院保険金または介護保険金をいい、第3章被害事故補償条項においては、同条項第1条(保険金を支払う場合)に規定する保険金をいいます。
保険金額	保険証券記載の保険金額をいいます。

保険金請求権者	第3章被害事故補償条項第1条に規定する被害事故によって損害を被った次の①または②のいずれかに該当する者をいいます。 ① 被保険者 ^(注) ② 被保険者の父母、配偶者または子 (注) 被保険者 被保険者が死亡した場合は、その法定相続人とします。
要介護期間	事故の発生の日からその日を含めて181日目以降の重度後遺障害による要介護状態である期間をいいます。
労働者災害補償制度	労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)等法令によって定められた業務上の災害を補償する災害補償制度をいいます。

第2章 傷害条項

第1条 (保険金を支払う場合)

- (1) 当社は、被保険者が日本国内または国外において急激かつ偶然な外来の事故^(注1)によってその身体に被った傷害に対して、本章および第4章基本条項の規定に従い保険金を支払います。
- (2) (1)の傷害には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状^(注2)を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。

(注1) 急激かつ偶然な外来の事故

以下本章において「事故」といいます。

(注2) 中毒症状

継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。

第2条 (保険金を支払わない場合—その1)

- (1) 当社は、次の①から⑭までのいずれかに該当する事由によって生じた傷害に対しては、保険金を支払いません。
- ① 保険契約者^(注1)または被保険者の故意または重大な過失
 - ② 保険金を受け取るべき者^(注2)の故意または重大な過失。ただし、その者が死亡保険金の一部の受取人である場合は、保険金を支払わないのはその者が受け取るべき金額にかぎります。
 - ③ 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
 - ④ 被保険者が次のア. からウ. までのいずれかに該当する間に生じた事故
 - ア. 法令に定められた運転資格^(注3)を持たないで自動車等を運転している間
 - イ. 道路交通法(昭和35年法律第105号)第65条第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間
 - ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間
 - ⑤ 被保険者の脳疾患、疾病または心神喪失
 - ⑥ 被保険者の妊娠、出産、早産または流産
 - ⑦ 被保険者に対する外科的手術その他の医療処置。ただし、外科的手術その他の医療処置によって生じた傷害が、当社が保険金を支払うべき傷害の治療によるものである場合は、保険金を支払います。
 - ⑧ 被保険者に対する刑の執行
 - ⑨ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動^(注4)
 - ⑩ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - ⑪ 核燃料物質^(注5)もしくは核燃料物質^(注5)によって汚染された物^(注6)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
 - ⑫ ⑨から⑪までのいずれかの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
 - ⑬ ⑪以外の放射線照射または放射能汚染
- (2) 当社は、被保険者が頸部症候群^(注7)、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他見所のないものに対しては、その症状の原因がいかなるときであっても、保険金を支払いません。

(注1) 保険契約者

法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注2) 保険金を受け取るべき者

法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注3) 運転資格

運転する地における法令によるものをいいます。

(注4) 暴動

群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

(注5) 核燃料物質

使用済燃料を含みます。

(注6) 核燃料物質^(注5)によって汚染された物

原子核分裂生成物を含みます。

(注7) 頸部症候群

いわゆる「むちうち症」をいいます。

第3条 (保険金を支払わない場合—その2)

当社は、被保険者が次の①または②のいずれかに該当する間に生じた事故によって被った傷害に対しては、保険契約者があらかじめこれらの行為に対応する当会社所定の保険料を支払っていない場合は、保険金を支払いません。

① 被保険者が別表1に掲げる運動等を行っている間

② 被保険者が次のア. からウ. までのいずれかに該当する間

ア. 乗用具を用いて競技等をしている間。ただし、下記ウ. に該当する場合を除き、自動車等を用いて道路上で競技等をしている間については、保険金を支払います。

イ. 乗用具を用いて競技等を行うことを目的とする場所において、競技等に準ずる方法・態様により乗用具を使用している間。ただし、下記ウ. に該当する場合を除き、道路上で競技等に準ずる方法・態様により自動車等を使用している間については、保険金を支払います。

ウ. 法令による許可を受けて、一般の通行を制限し、道路を占有した状態で、自動車等を用いて競技等をしている間または競技等に準ずる方法・態様により自動車等を使用している間

第4条 (死亡保険金の支払)

- (1) 当社は、被保険者が第1条(保険金を支払う場合)の傷害を被り、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合は、保険金額の全額^(注)を死亡保険金として死亡保険金受取人に支払います。
- (2) 第4章基本条項第25条(死亡保険金受取人の変更)(1)または(2)の規定により被保険者の法定相続人が死亡保険金受取人となる場合で、その者が2名以上であるときは、当社は、法定相続分の割合により死亡保険金を死亡保険金受取人に支払います。
- (3) 第4章基本条項第25条(死亡保険金受取人の変更)(8)の死亡保険金受取人が2名以上である場合は、当社は、均等の割合により死亡保険金を死亡保険金受取人に支払います。

(注) 保険金額の全額

既に支払った後遺障害保険金がある場合は、保険金額から既に支払った金額を控除した残額とします。

第5条 (後遺障害保険金の支払)

- (1) 当社は、被保険者が第1条(保険金を支払う場合)の傷害を被り、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合は、次の算式によって算出した額を後遺障害保険金として被保険者に支払います。

$$\text{保険金額} \times \frac{\text{別表2に掲げる各等級の後遺障害に 対する保険金支払割合}}{\text{別表2に掲げる各等級の後遺障害に 対する保険金支払割合}} = \text{後遺障害保険金の額}$$

- (2) 別表2の各等級に掲げる後遺障害に該当しない後遺障害であっても、各等級の後遺障害に相当すると認められるものについては、身体の障害の程度に応じ、それぞれその相当する等級の後遺障害に該当したものとみなします。

- (3) 同一事故により、2種以上の後遺障害が生じた場合は、当社は、保険金額に次の保険金支払割合を乗じた額を後遺障害保険金として支払います。

① 別表2の第1級から第5級までに掲げる後遺障害が2種以上ある場合は、重い後遺障害に該当する等級の3級上位の等級の後遺障害に対する保険金支払割合

② ①以外の場合で、別表2の第1級から第8級までに掲げる後遺障害が2種以上あるときは、重い後遺障害に該当する等級の2級上位の等級の後遺障害に対する保険金支払割合

③ ①および②以外の場合で、別表2の第1級から第13級までに掲げる後遺障害が2種以上あるときは、重い後遺障害に該当する等級の1級上位の等級の後遺障害に対する保険金支払割合。ただし、それぞれの後遺障害に対する保険金支払割合の合計の割合が上記の保険金支払割合に達しない場合は、その合計の割合を保険金支払割合とします。

④ ①から③まで以外の場合は、重い後遺障害の該当する等級の後遺障害に対する保険金支払割合

- (4) 既に後遺障害のある被保険者が第1条(保険金を支払う場合)の傷害を受け

たことによって、同一部位について後遺障害の程度を加重した場合、保険金額に、次の算式によって算出した割合を乗じた額を後遺障害保険金として支払います。

別表2に掲げる加重後の後遺障害に該当する等級に対する保険金支払割合
既にあった後遺障害に該当する等級に対する保険金支払割合
= 適用する割合

- (5)(1)の規定にかかわらず、被保険者が事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療を要する状態にある場合は、当社は、事故の発生の日からその日を含めて181日目における被保険者以外の医師の診断に基づき後遺障害の程度を認定して、(1)のとおり算出した額を後遺障害保険金として支払います。
- (6)(1)から(5)までの規定に基づいて、当社が支払うべき後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、保険金額をもって限度とします。

第6条（入院保険金および手術保険金の支払）

本制度対象外のため省略

第7条（通院保険金の支払）

本制度対象外のため省略

第8条（介護保険金の支払）

本制度対象外のため省略

第9条（死亡の推定）

被保険者が搭乗している航空機または船舶が行方不明となった場合または遭難した場合において、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日からその日を含めて30日を経過してもなお被保険者が発見されないときは、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日に、被保険者が第1条（保険金を支払う場合）の傷害によって死亡したものと推定します。

第10条（他の身体の障害または疾病の影響）

- (1)被保険者が第1条（保険金を支払う場合）の傷害を被った時既に存在していた身体の障害もしくは疾病の影響により、または同条の傷害を被った後にその原因となった事故と関係なく発生した傷害もしくは疾病の影響により同条の傷害が重大となった場合は、当社は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。
- (2)正当な理由がなく被保険者が治療を怠ったことまたは保険契約者もしくは保険金を受け取るべき者が治療をさせなかったことにより第1条（保険金を支払う場合）の傷害が重大となった場合も、(1)と同様の方法で支払います。

第3章 被害事故補償条項

本制度対象外のため省略

第4章 基本条項

第1条（保険責任の始期および終期）

- (1)当社の保険責任は、保険期間の初日の午後4時^(注1)に始まり、末日の午後4時に終わります。
- (2)(1)の時刻は、日本国の標準時によるものとします。
- (3)当社は、保険期間が始まった後であっても、保険料領収前に生じた事故^(注2)による傷害または損害に対しては、保険金を支払いません。

(注1) 初日の午後4時

保険証券にこれと異なる時刻が記載されている場合は、初日のその時刻とします。

(注2) 事故

第2章傷害条項第1条（保険金を支払う場合）(1)の事故または第3章被害事故補償条項第1条（保険金を支払う場合）の被害事故をいいます。以下本章において同様とします。

第2条（告知義務）

- (1)保険契約者または被保険者になる者は、保険契約締結の際、告知事項について、当社に事実を正確に告げなければなりません。
- (2)保険契約締結の際、保険契約者または被保険者が、告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合は、当社は、保険契約者に対する書面による通知をも

って、この保険契約を解除することができます。

- (3)(2)の規定は、次の①から④までのいずれかに該当する場合は適用しません。
- ① (2)に規定する事実がなくなった場合
- ② 当社が保険契約締結の際、(2)に規定する事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合^(注)
- ③ 保険契約者または被保険者が、当社が保険金を支払うべき傷害または損害の原因となる事故が発生する前に、告知事項につき、書面をもって訂正を申し出て、当社がこれを承認した場合。なお、訂正の申出を受けた場合において、その訂正を申し出た事実が、保険契約締結の際に当社に告げられていたとしても、当社が保険契約を締結していたと認めるときにかぎり、これを承認するものとします。
- ④ 当社が、(2)の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合または保険契約締結時から5年を経過した場合
- (4)(2)の規定による解除が傷害または損害の原因となる事故の発生した後になされた場合であっても、第11条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。
- (5)(4)の規定は、(2)に規定する事実に基づかず発生した傷害または損害については適用しません。

(注) 事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合

当社のために保険契約の締結の代理を行う者が、事実を告げることを妨げた場合または事実を告げないこともしくは事実と異なることを告げることを勧めた場合を含みます。

第3条（職業または職務の変更に関する通知義務）

- (1)保険契約締結の後、次の①から③までのいずれかに該当する事実が発生した場合は、保険契約者または被保険者は、遅滞なく、その旨を当社に通知しなければなりません。
- ① 保険証券記載の職業または職務に就いていた被保険者がその職業または職務を変更すること。
- ② 職業に就いていない被保険者が新たに職業に就くこと。
- ③ 保険証券記載の職業に就いていた被保険者がその職業をやめること。
- (2)保険契約者または被保険者が故意または重大な過失によって、遅滞なく(1)の規定による通知をしなかった場合において、変更後料率^(注1)が変更前料率^(注2)よりも高いときは、当社は、職業または職務の変更の事実^(注3)があった後に生じた事故による傷害に対しては、変更前料率^(注2)の変更後料率^(注1)に対する割合により、保険金を削減して支払います。
- (3)(2)の規定は、当社が、(2)の規定による保険金を削減して支払うべき事由の原因があることを知った時から保険金を削減して支払う旨の被保険者もしくは保険金を受け取るべき者に対する通知をしないで1か月を経過した場合または職業または職務の変更の事実^(注3)があった時から5年を経過した場合は適用しません。
- (4)(2)の規定は、職業または職務の変更の事実^(注3)に基づかず発生した傷害については適用しません。
- (5)(2)の規定にかかわらず、職業または職務の変更の事実^(注3)が生じ、この保険契約の引受範囲^(注4)を超えることとなった場合は、当社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (6)(5)の規定による解除が傷害の発生した後になされた場合であっても、第11条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、職業または職務の変更の事実^(注3)が生じた時から解除がなされた時までに発生した事故による傷害に対しては、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。

(注1) 変更後料率

変更後の職業または職務に対して適用されるべき保険料率をいいます。

(注2) 変更前料率

変更前の職業または職務に対して適用された保険料率をいいます。

(注3) 職業または職務の変更の事実

(1)の変更の事実をいいます。

(注4) この保険契約の引受範囲

保険料を増額することにより保険契約を継続することができる範囲として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたものをいいます。

第4条（保険契約者の住所変更）

保険契約者が保険証券記載の住所または通知先を変更した場合は、保険契約者は、遅滞なく、その旨を当社に通知しなければなりません。

第5条（保険契約の無効）

次の①または②に掲げる事実のいずれかがあった場合は、保険契約は無効とします。

- ① 保険契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって保険契約を締結した場合
- ② 保険契約者以外の者を被保険者とする保険契約について死亡保険金受取人を定める場合^(注)に、その被保険者の同意を得なかったとき。

(注) 死亡保険金受取人を定める場合

被保険者の法定相続人を死亡保険金受取人にする場合を除きます。

第6条（保険契約の失効）

保険契約締結の後、被保険者が死亡した場合は、その事実が発生した時に保険契約はその効力を失います。

第7条（保険契約の取消し）

保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者の詐欺または強迫によって当社が保険契約を締結した場合は、当社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を取り消すことができます。

第8条（保険契約者による保険契約の解除）

保険契約者は、当社に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

第9条（重大事由による解除）

- (1) 当社は、次の①から⑤までのいずれかに該当する事由がある場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

- ① 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、当社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として傷害または損害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
- ② 被保険者または保険金を受け取るべき者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③ 保険契約者が、次のア. からオ. までのいずれかに該当すること。
ア. 反社会的勢力^(注1)に該当すると認められること。
イ. 反社会的勢力^(注1)に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。
ウ. 反社会的勢力^(注1)を不当に利用していると認められること。
エ. 法人である場合において、反社会的勢力^(注1)がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。
オ. その他反社会的勢力^(注1)と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。

- ④ 他の保険契約等との重複によって、被保険者に係る保険金額、入院保険金日額、通院保険金日額、介護保険金年額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態もたらされるおそれがあること。
- ⑤ ①から④までに掲げるもののほか、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、①から④までの事由がある場合と同程度に当社のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

- (2) 当社は、次の①または②のいずれかに該当する事由がある場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約^(注2)を解除することができます。

- ① 被保険者が、(1)の③のア. からウ. までまたはオのいずれかに該当すること。
- ② 被保険者に生じた傷害または損害に対して支払う保険金を受け取るべき者が、(1)の③のア. からオ. までのいずれかに該当すること。

- (3) (1)または(2)の規定による解除が傷害または損害^(注3)の発生した後になされた場合であっても、第11条(保険契約解除の効力)の規定にかかわらず、(1)の①から⑤までの事由または(2)の①もしくは②の事由が生じた時から解除がなされた時まで発生した傷害または損害^(注3)に対しては、当社は、保険金^(注4)を支払いません。この場合において、既に保険金^(注4)を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。

(注1) 反社会的勢力

暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

(注2) 保険契約

その被保険者に係る部分にかぎります。

(注3) 傷害または損害

(2)の規定による解除がなされた場合は、その被保険者に生じた傷害または損害をいいます。

(注4) 保険金

(2)の②の規定による解除がなされた場合は、保険金を受け取るべき者のうち、(1)の③のア. からオ. までのいずれかに該当する者の受け取るべき金額にかぎります。

第10条（被保険者による保険契約の解除請求）

- (1) 被保険者が保険契約者以外の者である場合において、次の①から⑥までのいずれかに該当するときは、その被保険者は、保険契約者に対しこの保険契約^(注)を解除することを求めることができます。

- ① この保険契約^(注)の被保険者となることについての同意をしていなかった場合
- ② 保険契約者または保険金を受け取るべき者に、前条(1)の①または同条(1)の②に該当する行為のいずれかがあった場合
- ③ 保険契約者または保険金を受け取るべき者が、前条(1)の③のア. からオ. までのいずれかに該当する場合
- ④ 前条(1)の④に規定する事由が生じた場合
- ⑤ ②から④までのほか、保険契約者または保険金を受け取るべき者が、②から④までの場合と同程度に被保険者のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約^(注)の存続を困難とする重大な事由を生じさせた場合
- ⑥ 保険契約者と被保険者との間の親族関係の終了その他の事由により、この保険契約^(注)の被保険者となることについて同意した事情に著しい変更があった場合

- (2) 保険契約者は、被保険者から(1)に規定する解除請求があった場合は、当社に対する通知をもって、この保険契約^(注)を解除しなければなりません。

- (3) (1)の①の事由のある場合は、その被保険者は、(1)の規定にかかわらず当社に対する通知をもって、この保険契約^(注)を解除することができます。ただし、健康保険証等、被保険者であることを証する書類の提出があった場合にかぎります。

- (4) (3)の規定によりこの保険契約^(注)が解除された場合は、当社は、遅滞なく、保険契約者に対し、その旨を書面により通知するものとします。

(注) 保険契約

その被保険者に係る部分にかぎります。

第11条（保険契約解除の効力）

保険契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

第12条（保険料の取扱い—告知義務・通知義務に伴う変更等の場合）

- (1) 次の①または②の場合において、変更前の保険料と変更後の保険料に差額が生じるときは、当社は、下表に従い、算出した額を返還または請求します。

区分	保険料の返還または請求
① 第2条(告知義務) (1)により届けられた内容が事実と異なる場合	変更前の保険料と変更後の保険料の差額を返還または請求します。
② 職業または職務の変更の事実 ^(注1) がある場合	ア. 変更後の保険料が変更前の保険料よりも低くなる場合は、職業または職務の変更の事実 ^(注1) が生じた時以降の期間 ^(注2) に対し、次の算式により算出した額を返還します。 $\text{変更前の保険料と変更後の保険料の差額} \times \left(1 - \frac{\text{既経過月数}^{(注3)}}{\text{保険期間月数}^{(注3)}}\right)$ イ. 変更後の保険料が変更前の保険料よりも高くなる場合は、職業または職務の変更の事実 ^(注1) が生じた時以降の期間に対し、次の算式により算出した額を請求します。 $\text{変更後の保険料と変更前の保険料の差額} \times \frac{\text{未経過月数}^{(注3)}}{\text{保険期間月数}^{(注3)}}$

- (2) 当社は、保険契約者が(1)の規定による追加保険料の支払を怠った場合^(注4)は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

- (3) (1)の①の規定により、当社が追加保険料を請求する場合で、(2)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。

- (4) (1)の②の規定により、当社が追加保険料を請求する場合で、(2)の規

- 定によりこの保険契約を解除できるときは、当社は、職業または職務の変更の事実^(注1)があった後に生じた事故による傷害に対しては、変更前料率^(注5)の変更後料率^(注6)に対する割合により、保険金を削減して支払います。
- (5)(1)のほか、保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって契約内容の変更を当社に通知し、承認の請求を行い、当社がこれを承認する場合において、保険料を変更する必要があるときは、(1)の②の算式により算出した額を返還または請求します。
- (6)(5)の規定により、追加保険料を請求する場合において、当社の請求に対して、保険契約者がその支払を怠ったときは、当社は、追加保険料領取前に生じた事故による傷害または損害に対しては、契約内容の変更の承認の請求がなかったものとして、普通保険約款および付帯された他の特約に従い、保険金を支払います。

(注1) 職業または職務の変更の事実

第3条(職業または職務の変更に関する通知義務)(1)の変更の事実をいいます。

(注2) 職業または職務の変更の事実^(注1)が生じた時以降の期間

保険契約者または被保険者の申出に基づく、第3条(1)の変更の事実が生じた時以降の期間をいいます。

(注3) 月数

1か月に満たない期間は1か月とします。

(注4) 追加保険料の支払を怠った場合

当社が保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合にかぎります。

(注5) 変更前料率

変更前の職業または職務に対して適用された保険料率をいいます。

(注6) 変更後料率

変更後の職業または職務に対して適用されるべき保険料率をいいます。

第13条(保険料の取扱い—無効の場合)

- (1)第5条(保険契約の無効)①の規定により、この保険契約が無効となる場合は、当社は、保険料を返還しません。
- (2)第5条(保険契約の無効)②の規定により、この保険契約が無効となる場合は、当社は、保険料の全額を返還します。

第14条(保険料の取扱い—失効の場合)

第6条(保険契約の失効)の規定により、この保険契約が失効となる場合は、当社は、保険料から既経過期間に対し月割^(注)により計算した保険料を差し引き、その残額を返還します。ただし、第2章傷害条項第4条(死亡保険金の支払)(1)の死亡保険金を支払うべき傷害によって被保険者が死亡した場合は、保険料を返還しません。

(注) 月割

1か月に満たない期間は1か月とします。

第15条(保険料の取扱い—取消しの場合)

第7条(保険契約の取消し)の規定により、当社がこの保険契約を取り消した場合は、当社は、保険料を返還しません。

第16条(保険料の取扱い—解除の場合)

- (1)第2条(告知義務)(2)、第3条(職業または職務の変更に関する通知義務)(5)、第9条(重大事由による解除)(1)もしくは第12条(保険料の取扱い—告知義務・通知義務に伴う変更等の場合)(2)の規定により、当社がこの保険契約を解除した場合または第8条(保険契約者による保険契約の解除)の規定により、保険契約者がこの保険契約を解除した場合は、当社は、保険料から既経過期間に対し月割^(注1)により計算した保険料を差し引き、その残額を返還します。
- (2)第9条(重大事由による解除)(2)の規定により、当社がこの保険契約^(注2)を解除した場合も、(1)と同様の方法で算出した保険料を保険契約者に返還します。
- (3)第10条(被保険者による保険契約の解除請求)(2)の規定により、保険契約者がこの保険契約^(注2)を解除した場合または同条(3)の規定により、被保険者がこの保険契約^(注2)を解除した場合も、(1)と同様の方法で算出した保険料を保険契約者に返還します。

(注1) 月割

1か月に満たない期間は1か月とします。

(注2) 保険契約

その被保険者に係る部分にかぎります。

第17条(事故の通知)

- (1)保険契約者、被保険者、保険金を受け取るべき者または保険金請求権者は、次の①または②のいずれかに該当する場合は、①または②に掲げる内容につき、その原因となった事故の発生の日からその日を含めて30日以内に当社に通知しなければなりません。この場合において、当社が書面による通知もしくは説明を求めたときまたは被保険者の診断書もしくは死体検案書の提出を求めたときは、これに応じなければなりません。
- ① 被保険者が第2章傷害条項第1条(保険金を支払う場合)の傷害を被った場合
事故発生の日時、場所、事故の概要および傷害の程度
 - ② 第3章被害事故補償条項第1条(保険金を支払う場合)の被害事故の発生を知った場合
事故発生の日時、場所、事故の概要および身体の障害の程度
- (2)第2章傷害条項における被保険者が搭乗している航空機または船舶が行方不明となった場合または遭難した場合は、保険契約者または保険金を受け取るべき者は、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日からその日を含めて30日以内に行方不明または遭難発生の状況を当社に書面により通知しなければなりません。
- (3)保険契約者、被保険者、保険金を受け取るべき者または保険金請求権者は、(1)の②に該当する場合は次の①から⑤までの事項を履行しなければなりません。
- ① 被保険者が他人に対して損害賠償の請求をすることができる場合は、その権利の保全または行使について必要な手続をすること。
 - ② 被害事故によって生じた損害の発生および拡大の防止につとめること。
 - ③ 損害賠償の請求についての訴訟を提起しようとする場合または提起された場合は、ただちに当社に通知すること。
 - ④ 他の保険契約等に関する事実の有無および内容^(注)について遅滞なく当社に通知すること。
 - ⑤ ①から④までのほか、当社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合は、遅滞なく、これを提出することおよびその他当社が行う損害の調査に協力すること。
- (4)保険契約者、被保険者、保険金を受け取るべき者または保険金請求権者が、正当な理由がなく(1)、(2)または(3)の③から⑤までの規定に違反した場合、またはその通知もしくは説明について知っている事実を告げなかった場合もしくは事実と異なることを告げた場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
- (5)保険契約者、被保険者、保険金を受け取るべき者または保険金請求権者が正当な理由がなく(3)の①または(3)の②の規定に違反した場合は、当社は、次の金額を差し引いて保険金を支払います。
- ① (3)の①に違反した場合は、他人に損害賠償の請求をすることによって取得することができたと認められる額
 - ② (3)の②に違反した場合は、損害の発生または拡大を防止することができたと認められる損害の額

(注) 他の保険契約等に関する事実の有無および内容

既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合は、その事実を含みます。

第18条(被害事故発生時の義務)

本制度対象外のため省略

第19条(他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)

本制度対象外のため省略

第20条(保険金の請求)

- (1)当社に対する保険金請求権は、次の時から、それぞれ発生し、これを行使用することができるものとします。

区分		保険金請求権発生の時
① 第2章傷害条項に係る保険金	ア. 死亡保険金	被保険者が死亡した時
	イ. 後遺障害保険金	被保険者に後遺障害が生じた時または事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した時のいずれか早い時

- (2)被保険者、保険金を受け取るべき者または保険金請求権者が保険金の支払を請求する場合は、別表6に掲げる書類のうち当社が求めるものを提出しなければなりません。
- (3)当社は、事故の内容または傷害の程度もしくは損害の額等に応じ、保険契約者、被保険者、保険金を受け取るべき者または保険金請求権者に対して、(2)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合は、当社が求めた書類

または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

- (4) 第3章被害事故補償条項に係る保険金の請求は、保険金請求権者全員から委任を受けた代表者を經由して行うものとします。
- (5) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がいなく、次の①から③までのいずれかに該当する者がその事情を示す書類をもってその旨を当会社に申し出て、当会社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。
- ① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者^(注)
 - ② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合は、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族
 - ③ ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合は、①以外の配偶者^(注)または②以外の3親等内の親族
- (6) (5)の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当会社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けた場合であっても、当会社は、保険金を支払いません。
- (7) 保険契約者、被保険者、保険金を受け取るべき者または保険金請求権者が、正当な理由がなく(3)の規定に違反した場合または、(2)、(3)もしくは(5)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

(注) 配偶者

第1章用語の定義条項第1条(用語の定義)の規定にかかわらず、法律上の配偶者にすぎません。

第21条(保険金の支払時期)

- (1) 当会社は、請求完了日^(注1)からその日を含めて30日以内に、当会社が保険金を支払うために必要な次の①から⑥までの事項の確認を終え、保険金を支払います。
- ① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生状況、傷害または損害発生の有無および被保険者に該当する事実
 - ② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
 - ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、傷害の程度または損害の額^(注2)、事故と傷害または損害との関係、治療の経過および内容
 - ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
 - ⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当会社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項
- (2) (1)の確認をするため、次の①から⑥までに掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合は、(1)の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日^(注1)からその日を含めて次の①から⑥までに掲げる日数^(注3)を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者、保険金を受け取るべき者または保険金請求権者に対して通知するものとします。
- ① (1)の①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会^(注4) 180日
 - ② (1)の①から④までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会 90日
 - ③ (1)の③の事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会 120日
 - ④ 災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された災害の被災地域における(1)の①から⑥までの事項の確認のための調査 60日
 - ⑤ (1)の①から⑥までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日
- (3) (1)および(2)に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者、保険金を受け取るべき者または保険金請求権者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合^(注5)は、これにより確認が遅延した期間については、(1)または(2)の期間に算入しないものとします。
- (4) (1)または(2)の規定による保険金の支払は、保険契約者、被保険者、保険金を受け取るべき者または保険金請求権者と当会社があらかじめ合意した場合を除いては、日本国内において、日本国通貨をもって行うものとします。
- (注1) 請求完了日
被保険者、保険金を受け取るべき者または保険金請求権者が前条(2)および(5)の規定による手続を完了した日をいいます。

(注2) 損害の額

保険価額を含みます。

(注3) 次の①から⑥までに掲げる日数

①から⑥までの複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

(注4) 照会

弁護士法(昭和24年法律第205号)に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

(注5) これに応じなかった場合

必要な協力を行わなかった場合を含みます。

第22条(当会社の指定する医師が作成した診断書等の要求)

- (1) 当会社は、第17条(事故の通知)の通知または第20条(保険金の請求)の規定による請求を受けた場合は、傷害または損害の程度の認定その他保険金の支払にあたり必要な限度において、保険契約者、被保険者、保険金を受け取るべき者または保険金請求権者に対し当会社の指定する医師が作成した被保険者の診断書または死体検案書の提出を求めることができます。
- (2) (1)の規定による診断または死体の検案^(注1)のために要した費用^(注2)は、当会社が負担します。
- (注1) 死体の検案
死体について、死亡の事実を医学的に確認することをいいます。
- (注2) 費用
収入の喪失を含みません。

第23条(時効)

保険金請求権は、第20条(保険金の請求)(1)に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第24条(代位)

- (1) 当会社が、第2章傷害条項の規定に従い保険金を支払った場合であっても、被保険者またはその法定相続人がその傷害について第三者に対して有する損害賠償請求権は、当会社に移転しません。
- (2) 当会社が第3章被害事故補償条項第1条(保険金を支払う場合)に規定する損害が生じたことにより保険金請求権者が保険金請求権者債権^(注)を取得した場合において、当会社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その保険金請求権者債権^(注)は当会社に移転します。ただし、移転するのは次の①または②のいずれかの額を限度とします。
- ① 当会社が損害の額の全額を保険金として支払った場合
保険金請求権者債権^(注)の全額
 - ② ①以外の場合
保険金請求権者債権^(注)の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額
- (3) (2)の②の場合において、当会社に移転せずに保険金請求権者が引き続き有する保険金請求権者債権^(注)は、当会社に移転した保険金請求権者債権^(注)よりも優先して弁済されるものとします。
- (4) 保険金請求権者は、(2)により取得した保険金請求権者債権^(注)を当会社が行使するにあたって、当会社が必要とする書類または証拠となるものの提出等を求めた場合は、遅滞なくこれを提出し、当会社が行う損害の調査に協力しなければなりません。この場合において、当会社に協力するために必要な費用は、当会社の負担とします。
- (注) 保険金請求権者債権
損害賠償請求権その他の債権をいい、第3章被害事故補償条項に係る保険金を支払った損害について、保険金請求権者が、その補償にあてるべき保険金、共済金その他の金銭の請求権を含みます。

第25条(死亡保険金受取人の変更)

本制度対象外のため省略

第26条(保険契約者の変更)

本制度対象外のため省略

第27条(保険契約者または死亡保険金受取人が複数の場合の取扱い)

本制度対象外のため省略

第28条(契約内容の登録)

- (1) 当会社は、この保険契約締結の際、次の①から⑥までの事項を一般社団法人日本損害保険協会(以下この条において「協会」といいます。)に登録します。
- ① 保険契約者の氏名、住所および生年月日
 - ② 被保険者の氏名、住所、生年月日および性別

- ③ 死亡保険金受取人の氏名
 - ④ 保険金額、入院保険金日額および通院保険金日額および被保険者の同意の有無
 - ⑤ 保険期間
 - ⑥ 当会社名
- (2)各損害保険会社は、(1)の規定により登録された被保険者について、他の保険契約等の内容を調査するため、(1)の規定により登録された契約内容を協会に照会し、その結果を保険契約の解除または保険金の支払について判断する際の参考にすることができるものとします。
- (3)各損害保険会社は、(2)の規定により照会した結果を、(2)に規定する保険契約の解除または保険金の支払について判断する際のこと以外に用いないものとします。
- (4)協会および各損害保険会社は、(1)の登録内容または(2)の規定による照会結果を、(1)の規定により登録された被保険者に係る保険契約の締結に関する権限をその損害保険会社が与えた損害保険代理店および犯罪捜査等に当たる公的機関からその損害保険会社が公開要請を受けた場合のその公的機関以外に公開しないものとします。
- (5)保険契約者または被保険者は、本人に係る(1)の登録内容または(2)の規定による照会結果について、当会社または協会に照会することができます。

第29条 (被保険者が複数の場合の取扱い)

被保険者が2名以上である場合は、それぞれの被保険者ごとにこの普通保険約款の規定を適用します。

第30条 (訴訟の提起)

この保険契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。

第31条 (準拠法)

この普通保険約款に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

別表1 第2章傷害条項第3条

(保険金を支払わない場合—その2) ①の運動等

山岳登山^(注1)、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機^(注2)操縦^(注3)、スカイダイビング、ハングライダー搭乗、超軽量動力機^(注4)搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動

(注1) 山岳登山

ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するものおよびロッククライミング(フリークライミングを含みます。)をいいます。

(注2) 航空機

グライダーおよび飛行船を除きます。

(注3) 操縦

職務として操縦する場合を除きます。

(注4) 超軽量動力機

モーターハングライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラシュート型超軽量動力機(パラプレーン等をいいます。)を除きます。

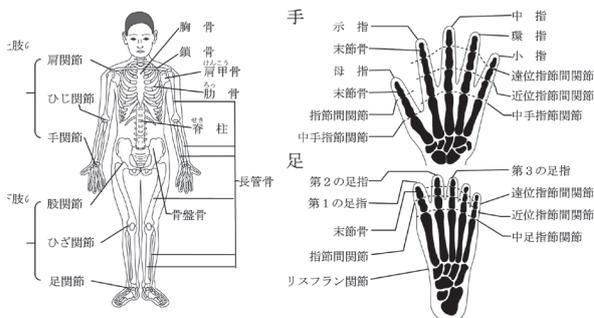
別表2 後遺障害等級表

等級	後遺障害	保険金支払割合
第1級	(1)両眼が失明したもの (2)咀嚼および言語の機能を廃したものの (3)神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの (4)胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの (5)両上肢をひじ関節以上で失ったもの (6)両上肢の用を全廃したものの (7)両下肢をひざ関節以上で失ったもの (8)両下肢の用を全廃したものの	100%

第2級	(1)1眼が失明し、他眼の矯正視力(視力の測定は万国式視力表によるものとします。以下同様とします。)が0.02以下になったもの (2)両眼の矯正視力が0.02以下になったもの (3)神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの (4)胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの (5)両上肢を手関節以上で失ったもの (6)両下肢を足関節以上で失ったもの	89%
第3級	(1)1眼が失明し、他眼の矯正視力が0.06以下になったもの (2)咀嚼または言語の機能を廃したものの (3)神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの (4)胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの (5)両手の手指の全部を失ったもの(手指を失ったものとは、母指は指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。以下同様とします。)	78%
第4級~14級は本制度対象外のため省略		

注1 上肢、下肢、手指および足指の障害の規定中「以上」とはその関節より心臓に近い部分をいいます。

注2 関節等の説明図



別表3 ギプス等の常時装着により通院をしたものとみなす部位 本制度対象外のため省略

別表4 介護が必要な状態 本制度対象外のため省略

別表5 第3章被害事故補償条項における保険金の算定基準 本制度対象外のため省略

別表6 保険金請求書類

提出書類	保険金種類	死亡	後遺害
1. 保険金請求書		○	○
2. 保険証券		○	○
3. 会社の定める傷害状況報告書		○	○
4. 公の機関(やむを得ない場合には、第三者)の事故証明書		○	○
5. 死亡診断書または死体検案書		○	
6. 後遺障害もしくは傷害の程度または手術の内容を証明する被保険者以外の医師の診断書			○
7. 入院日数または通院日数を記載した病院または診療所の証明書類			
8. 会社の定める要介護状況報告書			
9. 要介護状態の内容を証明する被保険者以外の医師の診断書および診療明細(会社の定める様式とします。)			
10. 当社が被保険者の症状・治療内容等について被保険者以外の医師に照会し説明を求めることについての同意書			

11. 死亡保険金受取人(死亡保険金受取人を定めなかった場合は、被保険者の法定相続人)の印鑑証明書	○	
12. 被保険者の印鑑証明書		○
13. 被保険者の戸籍謄本	○	
14. 法定相続人の戸籍謄本(死亡保険金受取人を定めなかった場合)	○	
15. 委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書(保険金の請求を第三者に委任する場合)	○	○
16. その他当社が第4章基本条項第21条(保険金の支払時期)(1)に定める必要な確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの	○	○

注 保険金を請求する場合は、○を付した書類のうち当社が求めるものを提出しなければなりません。

後遺障害等級限定補償特約(第1級～第3級)

当社は、この特約により、被保険者に、保険金額に普通保険約款別表2の第3級に掲げる保険金支払割合を乗じた額以上の額^(注)が支払われるべき後遺障害が生じた場合のみ、普通保険約款第2章傷害条項第5条(後遺障害保険金の支払)の規定に従い後遺障害保険金を支払います。

(注) 保険金支払割合を乗じた額以上の額

この額の算出には、普通保険約款第2章傷害条項第5条(後遺障害保険金の支払)(6)の規定は適用しません。

就業中のみの危険補償特約

当社は、この特約により、被保険者がその職業または職務に従事している間^(注)に被った傷害にかぎり、普通保険約款第2章傷害条項の規定により支払われる保険金を支払います。

(注) 職業または職務に従事している間
通勤上を含みます。

針刺し事故等による感染症危険補償特約

第1条(用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
観察期間	事故が発生してからその日を含めて365日以内をいいます。
継続契約	針刺し事故等による感染症危険補償特約付保険契約の保険期間の終了時 ^(注) を保険期間の開始時とする針刺し事故等による感染症危険補償特約付保険契約をいいます。 (注) 保険期間の終了時 その針刺し事故等による感染症危険補償特約付保険契約が保険期間の終了時前に解除されていた場合はその解除時とします。
血液曝露事故	針刺し、切創、血液飛散または血液接触をいいます。
事故	医療、看護、衛生、医療廃棄物の処理その他医療関係の業務に従事中 ^(注) に生じた偶発的な血液曝露事故をいいます。 (注) 業務に従事中 実習中を含みます。

支払事由	次の①から③までのいずれかに該当した場合をいいます。 ①HBVに感染後B型肝炎を発病し治療を受けた場合 ②HCVに感染した場合 ③HIVに感染した場合
初年度契約	継続契約以外の針刺し事故等による感染症危険補償特約付保険契約をいいます。
直後検査	事故が発生してからその日を含めて3日以内 ^(注) に行う、HBV、HCVまたはHIVの感染の有無を調べるための血液検査をいいます。 (注) 3日以内 3日目の午後12時までをいいます。
針刺し事故等による感染症危険補償特約付保険契約	この特約および普通保険約款に基づく保険契約をいいます。
保険金額	保険証券記載のこの特約の保険金額をいいます。
HBV	B型肝炎ウイルスをいいます。
HCV	C型肝炎ウイルスをいいます。
HIV	ヒト免疫不全ウイルスをいいます。

第2条(保険金を支払う場合)

当社は、被保険者が事故を直接の原因として、支払事由に該当した場合に、この特約および普通保険約款に従い保険金を支払います。

第3条(保険金を支払わない場合—その1)

当社は、次の①から③までのいずれかに該当する事由によって生じた事故に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者^(注1)または被保険者の故意または重大な過失
- ② 保険金を受け取るべき者^(注2)の故意または重大な過失
- ③ 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為

(注1) 保険契約者

法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注2) 保険金を受け取るべき者

法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

第4条(保険金を支払わない場合—その2)

- (1) 被保険者が直後検査を受けなかった場合は、当社は、理由がいかなくとも保険金を支払いません。
- (2) 直後検査の結果、その時点で被保険者がHBV、HCVまたはHIVに感染していることが判明した場合は、当社は、そのウイルスによる感染または発病を支払事由とする保険金を支払いません。

第5条(保険期間と支払事由の関係)

当社は、保険期間中に生じた事故により、観察期間中に支払事由に該当したことを医師^(注)が診断したときにかぎり、保険金を支払います。

(注) 医師

被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師をいいます。以下この特約において同様とします。

第6条(保険金の支払)

- (1) 当社は、被保険者が支払事由に該当した場合は、保険金額にウイルスの種類に応じた次の支払割合を乗じた額を保険金として被保険者に支払います。

ウイルスの種類	支払割合
HBV	3%
HCV	30%
HIV	100%

- (2) 当社が支払う保険金は、ウイルスの種類ごとに保険期間を通じて1回とします。また、この保険契約が継続契約である場合は、ウイルスの種類ごとに初年度契約から通算して1回とします。
- (3) 1回の事故または複数回の事故により複数の支払事由に該当した場合は、それぞれのウイルスに対して1回の保険金を支払います。

第7条（観察期間中の事故の取扱い）

当社は、事故を被った被保険者がその事故に係る観察期間中において、支払事由に該当する前に新たな事故を被った場合は、観察期間を次のとおり適用します。

- ① 前の事故に係る直後検査および後の事故に係る直後検査の結果、いずれも感染していることが確認できなかった場合は、後の事故に対する観察期間を適用します。
- ② 前の事故に係る直後検査の結果、感染が確認できなかった場合で、かつ、後の事故に係る直後検査の結果、感染が確認できたときは、前の事故に対する観察期間を適用します。
- ③ 前の事故に係る直後検査の結果、感染が確認できなかった場合で、被保険者が後の事故に係る直後検査を行わなかったときは、前の事故に対する観察期間を適用します。

第8条（事故等の通知）

- (1) 被保険者に事故が発生した場合は、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、事故が発生した日からその日をきめて30日以内に事故発生状況を当会社に通知しなければなりません。
- (2) 被保険者が支払事由に該当した場合は、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、支払事由に該当した日からその日をきめて30日以内に感染または発病の状況および経過を当会社に通知しなければなりません。この場合において、当社が書面による通知もしくは説明を求めたときまたは被保険者の診断書の提出を求めたときは、これに応じなければなりません。
- (3) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(1)もしくは(2)の規定に違反した場合、またはその通知もしくは説明について知っている事実を告げなかった場合もしくは事実と異なることを告げた場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第9条（保険金の請求）

- (1) 当社に対する保険金請求権は、観察期間中に支払事由に該当したことを医師が診断した時から発生し、これを行使用することができるものとします。
- (2) 被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合は、次の①から⑨までに掲げる書類のうち当社が求めるものを提出しなければなりません。
 - ① 保険金請求書
 - ② 保険証券
 - ③ 当会社の定める状況報告書
 - ④ 直後検査の結果を証する書類
 - ⑤ 観察期間中に支払事由に該当したことを証明する医師の診断書
 - ⑥ 病院または診療所の証明書類
 - ⑦ 被保険者の印鑑証明書
 - ⑧ 委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書（保険金の請求を第三者に委任する場合）
 - ⑨ その他当社が普通保険約款第4章基本条項第21条（保険金の支払時期）(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの
- (3) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がいなるときは、次の①から③までのいずれかに該当する者がその事情を示す書類をもってその旨を当社に申し出て、当社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。
 - ① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者^(注)
 - ② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合は、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族
 - ③ ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合は、①以外の配偶者^(注)または②以外の3親等内の親族
- (4) (3)の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けた場合であっても、当社は、保険金を支払いません。
- (5) 当社は、事故の内容または感染もしくは発病の程度等に応じ、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対して、(2)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合は、当社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (6) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(5)の規定に違反した場合または(2)、(3)もしくは(5)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引い

て保険金を支払います。

(注) 配偶者

普通保険約款第1章用語の定義条項第1条（用語の定義）の規定にかかわらず、法律上の配偶者にかぎります。

第10条（普通保険約款の適用除外）

この特約の規定が適用される場合は、普通保険約款に掲げる次の①から③までの規定は適用しません。

- ① 第2章傷害条項第2条（保険金を支払わない場合—その1）から第10条（他の身体の障害または疾病の影響）
- ② 第3章被害事故補償条項
- ③ 第4章基本条項第3条（職業または職務の変更に関する通知義務）、第12条（保険料の取扱い—告知義務・通知義務に伴う変更等の場合）(1)の②および(4)、第14条（保険料の取扱い—失効の場合）ただし書、第17条（事故の通知）から第20条（保険金の請求）までおよび第24条（代位）(2)から(4)まで

第11条（普通保険約款の読み替え）

この特約については、普通保険約款を次のとおり読み替えて適用します。

- ① 第1章用語の定義条項第1条（用語の定義）の表の危険の規定中「傷害または損害の発生の可能性」とあるのは「感染または発病の可能性」
- ② 第4章基本条項第1条（保険責任の始期および終期）(3)の規定中「事故^(注2)による傷害または損害」とあるのは「この特約の事故による感染または発病」
- ③ 同条項第2条（告知義務）(3)の③の規定中「傷害または損害の原因となる事故が発生する前に」とあるのは「この特約の事故による感染または発病の前に」
- ④ 同条項第2条(4)の規定中「傷害または損害」とあるのは「感染または発病」
- ⑤ 同条項第2条(5)の規定中「傷害または損害」とあるのは「感染または発病」
- ⑥ 同条項第9条（重大事由による解除）の規定中「傷害または損害」とあるのは「この特約第1条（用語の定義）の事故による感染または発病」
- ⑦ 同条項第12条（保険料の取扱い—告知義務・通知義務に伴う変更等の場合）(6)の規定中「事故による傷害または損害」とあるのは「この特約の事故による感染または発病」
- ⑧ 同条項第21条（保険金の支払時期）(1)の①の規定中「事故の原因、事故発生状況、傷害または損害発生の有無」とあるのは「感染の原因、発病の状況」、(1)の③の規定中「傷害の程度または損害の額^(注2)」とあるのは「感染または発病の程度」、「事故と傷害または損害との関係」とあるのは「事故と感染または発病との関係」
- ⑨ 同条項第21条^(注1)の規定中「前条(2)および(5)の規定による手続」とあるのは「この特約第9条（保険金の請求）(2)および(3)の規定による手続」
- ⑩ 同条項第22条（当会社の指定する医師が作成した診断書等の要求）の規定中「傷害または損害」とあるのは「感染または発病」
- ⑪ 同条項第23条（時効）の規定中「第20条（保険金の請求）(1)に定める時」とあるのは「この特約第9条（保険金の請求）(1)に定める時」
- ⑫ 同条項第24条（代位）(1)の規定中「第2章傷害条項」とあるのは「この特約」、「傷害」とあるのは「感染または発病」

第12条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

「2019年度本保険制度専用の郵便振替用紙」記入例

※振込用紙の中央部に **2019年度専用** と記載されているものを必ずご使用ください。

- ・ 記入漏れ、読み取り不能の場合、申し込みをお受けできない場合があります。楷書ではっきりご記入ください。

表面

2019年度専用 看護職賠償責任保険制度 加入者証台紙

本保険制度は日本看護協会 会員限定の制度です。ご加入に際し、2019年度日本看護協会会員資格が必要です。申し込みの際は、本払込票を使用の上、裏面の記載方法に沿って記載漏れないよう、正しくご記入ください。

1. 振込受付期間と掛金

補償期間	振込受付期間	掛金	補償期間	振込受付期間	掛金
2019/4/1～(12ヵ月)	～ 2019/ 3/15	2,650 円	2019/10/1～(6ヵ月)	2019/ 7/17～2019/ 9/17	1,750 円
2019/5/1～(11ヵ月)	2019/ 2/18～2019/ 4/15	2,500 円	2019/11/1～(5ヵ月)	2019/ 8/16～2019/10/15	1,600 円
2019/6/1～(10ヵ月)	2019/ 3/18～2019/ 5/15	2,350 円	2019/12/1～(4ヵ月)	2019/ 9/18～2019/11/15	1,450 円
2019/7/1～(9ヵ月)	2019/ 4/16～2019/ 6/17	2,200 円	2020/ 1/1～(3ヵ月)	2019/10/16～2019/12/16	1,300 円
2019/8/1～(8ヵ月)	2019/ 5/16～2019/ 7/16	2,050 円	2020/ 2/1～(2ヵ月)	2019/11/18～2020/ 1/15	1,150 円
2019/9/1～(7ヵ月)	2019/ 6/18～2019/ 8/15	1,900 円	2020/ 3/1～(1ヵ月)	2019/12/17～2020/ 2/17	1,000 円

※2019年度のJNA会員資格が必要となります。 ※各補償期間の終了日は、2020年4月1日午後4時までです。

2. 払込手続き

- ◇ 振込時には必ず、表裏下欄の払込取扱票をご使用ください。
- ◇ 振込金額/氏名/生年月日/自宅住所(〒・住所・建物名・部屋番号)/TEL/他の保険契約等/JNA会員番号の記入漏れがないか十分ご確認ください。
- ◇ 払込後、手元に残った振替払込請求書兼受領証は、補償開始後に加入の証となりますので、右欄の貼付台紙に貼り付け、大切に保管ください。

3. 注意事項

- ◇ 掛金は、上記1に記載のとおりです。お振込金額に誤りがないように十分ご確認ください。
- ◇ JNA入会手続き中であり加入者証が手元ない方は、払込取扱票の「JNA入会手続き中」欄の「はい」に○をつけてください。
- ◇ JNA会員番号は都道府県看護協会会員番号とは異なりますのでご注意ください。
- ◇ 2019年度日本看護協会会員(入会・更新)手続きをお済ませの上、お手続きをお願いいたします。
- ◇ 日本看護協会登録情報と保険加入情報(住所・姓)が異なる場合、会員照合ができず取り消しになることがあります。
- ◇ 郵便局・ゆうちょ銀行からの払い込み以外での取扱いはお取り扱いできませんのでご注意ください。

● 制度補償内容

補償の詳細は看護職賠償責任保険制度ホームページ、協会ニュース12月号付録をご参照ください。

補償項目	補償限度額	補償項目	保険金支払金額
対人賠償	1事故 5000万円 補償期間中 1億5000万円	死亡・重度後遺障害	66.3～85万円
対物賠償	1事故 50万円	HBV感染保険金	1万8千円
初期対応費用	1事故 250万円	HCV感染保険金	18万円
うち見舞品購入費用	1被害者 10万円	HIV感染保険金	60万円
人格権侵害	1事故 50万円 補償期間中 100万円		

○ 事故が発生した場合は、ただちにご連絡ください。事故の発生の日からその日を含めて30日以内に通知がない場合は、保険金の金額または一部をお支払いできないことがあります。

公益社団法人 日本看護協会

払込取扱票が本保険制度への加入書面を兼ねておりますので、必ず本保険制度専用払込票をご使用ください。



※ 受領証は加入の証明となりますので大切に保管ください。なお、加入の確認、払込・加入証明書の発行は本保険制度ホームページにてユーザー登録後、行うことができます。

資料

払込取扱票

00 東京

口座記号番号 001905 金額 26500

公益社団法人日本看護協会 看護職賠償責任保険制度

日本看護協会「看護職賠償責任保険制度」加入申込票

私は日本看護協会「看護職賠償責任保険制度」の内容を理解し、個人情報取扱に同意の上、加入を申し込みます。

● 補償期間 2019年4月1日(または中途加入日) 午後4時から2020年4月1日 午後4時まで

フリガナ 氏名(自署) TEL 生年月日 職業 看護職

自宅住所

JNA会員番号

JNA入会手続き中(はい) ※2019年度会員資格が必要です

※ 振込手数料(振込手数料) 万円

表面の注意事項をお読みください。(ゆうちょ銀行(承認番号東第38985号)これより下部には何も記入しないでください。)

振替払込請求書兼受領証

001905 56911

公益社団法人日本看護協会 看護職賠償責任保険制度

おなまえ

日附印

この受領証は、大切に保管してください。

会員証が届いていない方は該当項目に○をしてください。

手続前に再度ご確認ください



2019年3月15日までに申し込む場合(補償開始4月1日)は¥2,650となります。

裏面

申込書(払込取扱票)記載方法

記入漏れ、金額間違いがないよう記入例に沿って正しくご記入ください

1 掛金記入(2か所)
(補償開始日別に設定)

2 氏名(漢字・フリガナ)

3 生年月日

4 自宅住所
(〒/住所/建物名/部屋番号)

5 TEL

6 JNA会員番号

7 JNA入会手続き済みで
会員証未着の方

表面の振込受付期間と掛金を確認の上、希望する補償期間に対応する掛金をご記入ください。

《記入例》

※日本看護協会登録情報と保険加入情報(住所・姓)が異なると、会員照合ができず取り消しになることがあります。

※申込締切日の2ヵ月後をめぐりに会員登録の確認を行います。方が一確認ができなかった場合は加入は取り消され(手続き中であっても)、一旦返金の処理となりますのでご了承ください。

会員証ありの場合

⑥のところにJNA会員番号を記入してください。

会員証なしの場合

JNA入会手続き中で会員証がお手元ない場合に「はい」に○をつけてください。

重要!! 告知事項について

以下のご質問を必ずご確認ください。該当のない場合は記入不要です。本質問はご加入に関する重要な事項(告知事項)です。これらに事実と異なる記載をした場合やこれらに事実を記載しない場合は、ご加入を解除することがあります。

ご質問① 他、の保険契約等(この保険契約の全部または一部に対し支払責任が同じである保険契約または共済契約をいいます)がある場合には「あり」に○をし、「保険会社」「保険種類」「保険金額支払限度額」各欄にご記入ください。

ご質問② 本保険で補償の対象となる危険について、過去3年以内に損害賠償請求を受けたことがある、または将来損害賠償請求を受けるおそれのある事実がすでに発生していることを知っている場合は「過去3年間に於ける事故」欄の「あり」に○をし、回数をご記入ください。

●資料請求・加入方法・事故発生時のお問い合わせは

「看護職賠償責任保険制度コールセンター」
TEL0120-088-073[受付:平日9:00~20:00 土・日・祝日9:00~17:00]

事故のご連絡は損害保険ジャパン日本興亜株式会社の事故サービスセンターで受付します。
日本看護協会の保険に加入している旨を伝達の上、事故報告してください。

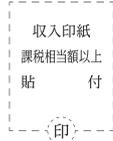
●ご自身の加入確認、改姓・住所変更のお問い合わせは

「看護職賠償責任保険制度」取扱代理店コールセンター
TEL03-5778-5781[受付:平日10:00~17:00 土・日・祝日は休業]

●医療安全・医療事故に関するご相談は(加入者限定)

「看護職賠償責任保険制度」サービス推進室
TEL0120-800-073[受付:平日10:00~17:00 土・日・祝日は休業]

- (ご注意)
- この用紙は、機械で処理しますので、金額を記入する際は、枠内にはっきりと記入してください。また、本票を汚したり、折り曲げたりしないでください。
 - この用紙は、ゆうちょ銀行又は郵便局の払込機能付きATMでもご利用いただけます。
 - この払込書を、ゆうちょ銀行又は郵便局の渉外員にお預けになるときは、引換えに預り証を必ずお受け取りください。
 - 払込みの際、法令等に基づき、運転免許証等、顔写真付きの公的証明書類のご提示をお願いする場合があります。
 - この用紙による、払込料金は、ご依頼人様が負担することとなります。
 - ご依頼人様からご提出いただきました払込書に記載されたおとこと、おなまえ等は、加入者様に通知されます。
 - この受領証は、払込みの証拠となるものですから大切に保管してください。



この場所には、何も記載しないでください。

公益社団法人 日本看護協会 御 中
損害保険ジャパン日本興亜株式会社 御 中

返送期限：(西暦) 年 月 日

コピー→ご記入・ご捺印→郵送又はFAX

※必ず期日までにご郵送又はFAXください。

【送付先】〒150-0001

東京都渋谷区神宮前5-8-2 日本看護協会ビル4F

FAX 03-5778-5787

(株)日本看護協会出版会 コールセンター 宛

『看護職賠償責任保険制度』任意脱退 兼 変更内容通知書

「看護職賠償責任保険制度」について以下通知しますのでご承認ください。

※太枠内のみご記入ください。

バッチNo.

申告日	(西暦) 年 月 日		
被保険者 (加入者)名	(印)		
生年月日	(西暦) 年 月 日	JNA 会員No.	
現住所	〒 - ※住所変更の場合は、下記異動内容欄にご記入ください。		
電話番号	ご自宅 ()	勤務先 ()	
該当の 変更内容 □にチェック	<input type="checkbox"/> 住所変更		
	新住所： 〒 -		
	新TEL： ()		
	<input type="checkbox"/> 改 姓		
変更前： _____		変更後： _____	
フリガナ： _____		フリガナ： _____	
<input type="checkbox"/> 任意脱退(必ずご公の ご了承ください。AXハ。)			
理 由		<input type="checkbox"/> 病院退職	<input type="checkbox"/> 他社保険加入
		<input type="checkbox"/> 日本看護協会脱退	<input type="checkbox"/> その他【 _____ 】
変更年月日	(西暦) 年 月 日		

【任意脱退返戻金表】

変更年月日	返戻金	変更年月日	返戻金
2019年 4月1日～2019年 5月1日	1,650円	2019年10月2日～2019年11月1日	750円
2019年 5月2日～2019年 6月1日	1,500円	2019年11月2日～2019年12月1日	600円
2019年 6月2日～2019年 7月1日	1,350円	2019年12月2日～2020年 1月1日	450円
2019年 7月2日～2019年 8月1日	1,200円	2020年 1月2日～2020年 2月1日	300円
2019年 8月2日～2019年 9月1日	1,050円	2020年 2月2日～2020年 3月1日	150円
2019年 9月2日～2019年10月1日	900円	2020年 3月2日～2020年 4月1日	0円

【ご注意】

看護職賠償責任保険は『補償期間中に事故が発見された場合に(*)』補償の対象となります。したがって、補償期間中に行った看護業務に起因して制度脱退後に事故が発見された(対象者(患者)側から苦情・請求を受けた)場合は対象となりません。

(*) 人格権侵害に関しては補償期間中に人格権を侵害する不当行為がなされた場合にのみ対象となります。

事務局 使用欄	バッチ番号	受付日	送付日	返信到着日
	返金方法	返金日	備 考	
	<input type="checkbox"/> 払出証書 手・自動 <input type="checkbox"/> その他[_____]			

記入例

公益社団法人 日本看護協会 御中
損害保険ジャパン日本興亜株式会社 御中

返送期限：(西暦) 年 月 日

コピー→ご記入・ご捺印→郵送又はFAX

※必ず期日までにご郵送又はFAXください。

【送付先】〒150-0001

東京都渋谷区神宮前5-8-2 日本看護協会ビル4F

FAX 03-5778-5787

(株)日本看護協会出版会 コールセンター 宛

『看護職賠償責任保険制度』任意脱退 兼 変更内容通知書

「看護職賠償責任保険制度」について以下通知しますのでご承認ください。

※太枠内のみご記入ください。

バッチNo.

申告日	(西暦) 2019年12月6日									
被保険者 (加入者)名	看護 太郎 (印)									
生年月日	(西暦) 1970年10月7日	JNA 会員No.	0	1	2	3	4	5	6	7
現住所	〒150-0001 東京都渋谷区神宮前5-8-2									
電話番号	ご自宅 03(0000)0000			勤務先 03(0000)0000						
該当の 変更内容 □にチェック	<input type="checkbox"/> 住所変更									
	新住所： 〒 -									
	新TEL： ()									
	<input checked="" type="checkbox"/> 改姓									
変更前： 看護 変更後： 保険										
フリガナ： カンゴ フリガナ： ホケン										
<input type="checkbox"/> 任意脱退(必ずご公の ご了承ください。AXハ。)										
理由 <input type="checkbox"/> 病院退職 <input type="checkbox"/> 他社保険加入										
<input type="checkbox"/> 日本看護協会脱退 <input type="checkbox"/> その他【 】										
変更年月日	(西暦) 年 月 日									

【任意脱退返戻金表】

変更年月日	返戻金	変更年月日	返戻金
2019年4月1日～2019年5月1日	1,650円	2019年10月2日～2019年11月1日	750円
2019年5月2日～2019年6月1日	1,500円	2019年11月2日～2019年12月1日	600円
2019年6月2日～2019年7月1日	1,350円	2019年12月2日～2020年1月1日	450円
2019年7月2日～2019年8月1日	1,200円	2020年1月2日～2020年2月1日	300円
2019年8月2日～2019年9月1日	1,050円	2020年2月2日～2020年3月1日	150円
2019年9月2日～2019年10月1日	900円	2020年3月2日～2020年4月1日	0円

【ご注意】

看護職賠償責任保険は『補償期間中に事故が発見された場合に(*)』補償の対象となります。したがって、補償期間中に行った看護業務に起因して制度脱退後に事故が発見された(対象者(患者)側から苦情・請求を受けた)場合は対象となりません。

(*) 人格権侵害に関しては補償期間中に人格権を侵害する不当行為がなされた場合にのみ対象となります。

事務局 使用欄	バッチ番号	受付日	送付日	返信到着日
	返金方法	返金日	備	考
	<input type="checkbox"/> 払出証書 手・自動 <input type="checkbox"/> その他[]			

記入例

報告日：(西暦) 2019年12月18日

損害保険ジャパン日本興亜株式会社 本店専門保険金サービス部 専門賠償・保証保険金サービス課 行
 <FAX 03-3385-3704>

看護職賠償責任保険制度・事故報告書

以下の通り事故報告いたします。

1. 被保険者 (加入者)	氏名	フリガナ カゴ タロウ 看護 太郎	電話番号	03(0000)0000							
	生年月日	(西暦) 1970年10月 7日	JNA 会員 No	0	1	2	3	4	5	6	7
	住所	〒150-0001 東京都渋谷区神宮前5-8-2									
2. 勤務先	病院・診療所名	〇〇〇〇病院									
	住所	〒150-0002 東京都港区〇〇〇1-24-3									
	電話番号	03(1234)5432	FAX 番号	03(1234)5555							
3. 被害者	氏名	フリガナ ヤマガ タロウ 山田 太郎	年齢・性別	72歳(男・女)							
4. 事故発生日 (事故発見日)	(西暦) 2019 年 12 月 6 日										
5. 事故発生場所	〇〇〇〇病院 外科第一病棟内										
6. 事故状況(賠償事故)	(1) 事故発生時状況 (2) 応急処置対応 (3) 現時点での状況 (4) 被害者から求められている対応 ①日時 ②内容	<p>(1) 外来通院していた山田氏に本来 A の内容を点滴するべきところを誤って B の内容を注入したものを点滴した。山田氏は B に対してアレルギーがあったため、軽度のショック状態に陥った。</p> <p>(2) 直ちに点滴を A の内容の点滴に交換、ステロイド投与し症状は改善した。経過観察のため2日入院したが変化なく退院できた。</p> <p>(3) 特に後遺障害はない。原疾患の治療にて通院中。</p> <p>(4) 12月15日山田氏本人より「看護師さんが間違えたのだから直接、責任をとって欲しい」と看護師自身に入院費・治療費と慰謝料を直接賠償請求を受けた。</p>									
(血液曝露事故の場合) (5) 感染したウイルス名と状況	(5) HBV(B型肝炎ウイルス)に感染し、B型肝炎を発病し治療を受けた。										
7. 上司の見解 (具体的に記入)	看護部長は山田氏が看護師の個人の責任を追求されているので保険で対応して欲しいという見解。										

* 本審査に入った場合は別途、詳細報告書をご提出いただくこととなります。



公益社団法人 日本看護協会

保険を超えたサービスで
あなたを支えます

看護職賠償責任保険制度

「看護職賠償責任保険制度」は日本看護協会会員(開業助産師を除く)のみを加入対象とした任意加入の制度です。

サポート **1**

事故発生から解決まで、
専門的な知識と経験をもつ
看護職がアドバイス。

〈相談対応・支援〉
「看護職賠償責任保険制度」
サービス推進室

サポート **2**

賠償請求の内容が、
妥当であるかを公正に
チェック!

〈事故審査委員会〉

掛金は1年間で

2,650円

今年度の補償期間は2019年4月1日~2020年4月1日の1年間となります。

内訳

保険料 1,800円* + 運営費 850円
※補償期間12ヵ月、傷害総合保険:団体割引
30%・範囲割引10%適用、職種別A級
運営費の使途
ご加入手続きにかかわる事務運営費、事故にかかわる情報収集等、加入者に対する相談・支援、医療安全情報提供等のサービス

- 日本国内で看護職が行う業務(特定行為およびその実施可否判断を含みます。)によって、他人の身体や財物に損害を与えたり、人格権を侵害したため、法律上負担しなければならない損害賠償責任を補償します。
- 業務中に偶発的な事故により死亡、後遺障害が生じた場合や針刺し事故等によりHBV、HCV、HIVに感染された場合(HBVは感染後、発病・治療した場合)に保険金をお支払いします。

看護職賠償責任保険の対象業務

- ① 保健師助産師看護師法の規定に基づき、保健師、助産師、看護師、准看護師が行う業務。
*災害派遣等における看護業務を含む。
*特定行為およびその実施可否判断を含む。
*有資格者が業務上のスキルアップを目的として参加する研修・臨床実習等を含む。
*院内助産システムにも対応する。
 - ② 助産師・看護師が行う保健教育業務・健康教育業務。
 - ③ 准看護師が医師または看護師の指示を受けて行う保健教育業務・健康教育業務。
 - ④ ①②③に対する管理監督業務。
- (注) 対象となる全ての業務に対して、報酬の有無は問いません。

申し込み方法と 締め切りについて

- 申し込み締め切り: **2019年3月15日(金)** 保険加入には2019年度日本看護協会会員資格が必要です。
※中途加入(上記締め切り以降のお手続き)の方は中間の掛金表を必ずご確認ください。
- 本保険制度は自動継続ではありません。現在ご加入の方も継続のためには、更新手続きが必要です。
- 申し込み方法: 申し込み締め切りまでに、本パンフレットと同時にお届けしている郵便振替用紙にて掛金をお振込みください。
※現在ご加入の方への更新のご案内は、12月中旬発行の「看護職賠償責任保険制度News」に同封してお送りします。
二重でお手続きされませんようご注意ください。

もちろん、 賠償金も しっかり補償

※類似のケースにおいて必ず保険金をお支払いすることを約束するものではありません。
※使用者責任がある場合は、相手方の損害額全額を補償することはできません。



対人賠償

誤った薬剤を投与してしまい、患者に障害を負わせてしまった など
1事故 **5,000万円** 限度
(補償期間中1億5,000万円まで)

〈保険金の内訳〉
・被害者の治療費
・慰謝料
・休業補償 など



人格権侵害

患者との会話において、名誉を傷つけられたと訴えられた など
1事故 **50万円** 限度
(補償期間中100万円まで)

〈保険金の内訳〉
・名誉損害の賠償費用
・秘密漏えいの賠償費用 など



対物賠償

うっかり患者のメガネを踏みつけ破損してしまった など
1事故 **50万円** 限度

〈保険金の内訳〉
・被害財物の修理費
・再購入費用 など



初期対応費用

事故が発生した場合に、被保険者が負担する社会通念上妥当と認められる初期対応費用 など
1事故 **250万円** 限度
(うち見舞品購入費用1被害者につき10万円限度)

針刺し事故 等の場合の 傷害事故も 補償

傷害死亡・重度後遺障害保険金

就業中の偶発的な事故により死亡
もしくは後遺障害が生じた場合

66.3~85万円

血液曝露等傷害保険金

使用済の針を刺してしまった等の事故によりHBVに感染後、B型肝炎を発病し治療した場合、もしくはHCV、HIVに感染した場合

HBV **1.8万円** HCV **18万円** HIV **60万円**
(事故発生からその日を含めて3日以内に直後検査を行っていただきます。)

※保険金をお支払いする場合や保険金をお支払いできない主な場合については裏面で必ずご確認ください。

※看護職賠償責任保険制度は日本看護協会を団体保険契約者とする看護職賠償責任保険(正式名称:看護職特約条項付賠償責任保険)および血液曝露等傷害保険(正式名称:針刺し事故等による感染症危険補償特約、後遺障害等級限定補償特約(第1級~3級)、就業中のみ危険補償特約セット傷害総合保険)のペットネームです。

※このパンフレットでは「保険期間」を「補償期間」と読み替えて使用しています。

必ずお読みください(契約概要・注意喚起情報)

ご加入に際して特にご確認いただきたい事項や、ご加入者にとって不利益になる事項等、特にご注意ください。ご加入の事項を記載しています。ご加入になる前に必ずお読みいただきますようお願いいたします。

【加入者ご本人以外に被保険者となる方、以下同様とします。】にも、このパンフレットに記載した内容をお伝えください。また、ご加入の際は、ご家族の方にもご契約内容を知らせてください。

■商品のお名前: この商品は傷害総合保険普通保険約款、賠償責任保険普通保険約款に各種特約をセットしたものです。

■満期返れい金・契約者配当金: この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

●ケリングアップ

●本保険制度は団体契約であり、ケリングアップの対象とはなりません。

●ご加入時における注意事項(告知義務等)

- ご加入の際は、払込取扱票に記載内容に間違いがないか十分ご確認ください。
- ご払込取扱票にご記入いただく内容は、損害ジャパン日本興亜が公平な引受判断を行う上で重要な事項となります。
- ご契約者または被保険者には、告知事項^(※)について、事実を正確にご回答いただく義務(告知義務)があります。
- (※)「告知事項」とは、危険に関する重要な事項のうち、払込取扱票に記載事項とすることによって損害ジャパン日本興亜が告知を求めたものをい、他の保険契約等に関する事項を含みます。

★被保険者の職業または職務

★他の保険契約等^(※)の加入状況
 (※)「他の保険契約等」とは、看護職賠償責任保険、傷害総合保険、普通傷害保険、積立傷害保険等、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約を含みます。

●口頭でお話し、または資料請求されただけでは、告知していただいたことにはなりません。
 ●告知事項について、事実を記入されなかった場合または事実と異なることを記入された場合は、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

●死亡保険金をお支払いする場合は、被保険者の法定相続人にお支払いします。死亡保険金受取人について特定の法を定める場合は、所定の方法により被保険者の同意の手続きが必要です。

●ご加入後における留意事項(通知義務等)

- 払込取扱票に記載の職業または職務を変更された場合(新たに職業に就かれた場合または職業をやられた場合を含みます。)
- 変更前と変更後の職業または職務に対して適用される保険料に差額が生じる場合は、所定の計算により算出した額を返還または請求します。追加保険料のお支払いがなかった場合やご通知がなかった場合は、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。
- この保険では、下記の職業については、お引受けの対象外としております。このため、上記にかかわらず、職業または職務の変更が生じた、これらの職業に就かれた場合は、ご契約を解除しますので、あらかじめご了承ください。ご契約が解除になった場合、保険金の支払事由が発生しているときであっても、変更の事実が生じた後発生した事故によるケガに対しては、保険金をお支払いできません。

- プロボクサーその他これと同等またはそれ以上の危険を有する職業
- 払込取扱票記載の住所または通知先を変更された場合は、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までご通知ください。
- 団体から脱退される場合は、必ずご加入の窓口にお申し出ください。
- ご加入内容の変更を希望される場合は、あらかじめ取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までご通知ください。また、ご加入内容の変更に伴い保険料が変更となる場合は、所定の計算により算出した額を返還または請求します。

- 被保険者による解除請求(被保険者離脱制度)について
- 被保険者は、この保険契約(その被保険者にかかわる部分にかぎります)を解除することができ、お手続き等につきましては、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。
- 被保険者の請求状況や被保険者のご年齢等によっては、ご継続をお断りすることや、ご継続の際に補償内容を調整させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。

- 重大事由による解除等
- 保険金を支払わせる目的でケガをさせた場合や保険契約者、被保険者または保険金受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。
- この身体障害またはケガの影響により、保険金をお支払いするケガの程度が重くなったときは、それらの影響がなかったものとして保険金をお支払いします。

●事故がおきた場合の取扱い

- 万一、損害賠償を受けるおそれのある事故が発生したことを知ったとき、または患者側から損害賠償請求を受けたとき、血液曝露(ばくろ)事故が発生したときなど、事故が発生した場合は、遅滞なく、損保ジャパン日本興亜までご連絡ください。適切なアドバイスと保険金請求のためのご案内を行います。
- 保険会社が被保険者(保険の対象となる方)に代わって被害者との示談交渉を行う「示談代行サービス」は行いませんので、あらかじめご了承ください。
- 示談交渉は必ず損保ジャパン日本興亜とご相談いただきながらおこなってください。あらかじめ損保ジャパン日本興亜および事故調査委員会の承認を得ないで賠償責任を認めたり、賠償金などを支払われた場合は、保険金の全部または一部をお支払いできないことがありますのでご注意ください。
- 日本国内において行われた行為に起因する事故、および日本国外において発生した事故は補償されます。
- この保険契約について、損害賠償請求が訴訟により提起された場合、損保ジャパン日本興亜は日本国内の裁判所に提起された訴訟のみを補償します。
- この保険契約に補償内容が重複する他の保険契約や共済契約が存在する場合は、これらの保険契約内容について遅滞なく損保ジャパン日本興亜に通知してください。
- 被害者が保険金を請求する場合、被害者は保険金請求権に関して、損保ジャパン日本興亜から直接、保険金を受領することが可能です。
- 事故時に必要となる書類などは本紙中面にてご確認ください。

●保険金をお支払いする主な場合

- 看護職賠償責任保険
- 本紙中面の事故発生から保険適用までの流れをご確認ください。
- 血液曝露(ばくろ)等傷害保険
- 日本国内または国外において、就業中(通勤途上を含みます。)
- 急激かつ偶然な外来の事故^(※1)(以下「事故」といいます。)
- ケガの発生した日からその日の夜を含めて180日以内に死亡された場合、死亡・後遺障害保険金全額をお支払いします。ただし、すでに後遺障害保険金をお支払いしている場合は、その金額を差し引いてお支払いします。
- また、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に所定の後遺障害が生じた場合、その程度に応じて死亡・後遺障害保険金の78%~100%をお支払いします。ただし、お支払いする後遺障害保険金の額は、補償期間を通し、死亡・後遺障害保険金を限度とします。
- 医療・看護・衛生・医療事務の処理その他医療関係の業務に従事(実習生を含みます。)
- に生じた急激な血液曝露(ばくろ)事故(針刺し、切創、血液飛散、血液接触)により、事故の発生の日からその日を含めて365日以内^(※2)にHBV(B型肝炎ウイルス)に感染後、B型肝炎を発症し治療した場合、HCV(C型肝炎ウイルス)、HIV(HIV感染症ウイルス)に感染したことを医師に診断された場合に、ウイルスの種類に応じて、保険金をお支払いします。
- (※1)「急激」とは突発的に発生することであり、ケガの原因として事故がゆるやかに発生するのではなく、原因となった事故から結果としてケガまでの過程が直接的で時間的間隔のないことを意味します。「偶然」とは、「原因の発生が偶然である」「結果の発生が偶然である」「原因・結果とも偶然である」のいずれかに該当する予知されない出来事を含みます。「外来」とは、ケガの原因が被保険者の身体の外からの作用によることをいいます。(注)靴ずれ、車酔い、熱中症、しもやけ等は、「急激かつ偶然な外来の事故」に該当しません。

●ご加入内容確認事項

本確認事項は、万一の事故の際にお客さまに安心してご利用いただくために、ご記入いただく保険金がお客さまの意向に沿っていること、ご加入いただくことで特に重要な事項を正しくご記入いただいていること等をお客さまご自身に確認していただくためのものです。お手数ですが、以下の事項について、再度ご確認ください。なお、ご確認にあたりご不明な点がございましたら、記載の問い合わせ先までご連絡ください。

1. 保険商品の次の補償内容がお客さまの意向に沿っているかをご確認ください。
 - 補償内容(保険金の種類)、セットされる特約
 - 保険金額
 - 補償期間
 - 保険料、保険料払込方法
 - 満期返れい金・契約者配当がないこと
2. ご加入いただく内容に誤りがないかをご確認ください。
 - ご加入の項目は、保険料を正しく算出した上で、保険金を適切にお支払いしたりする際に必要な項目です。内容をお確かめください(告知事項について、正しく告知されているかをご確認ください)。
 - 被保険者の「生年月日」(または「満年齢」)、「性別」は正しいですか。
 - パンフレットに記載の「他の保険契約等」について、正しく告知されているかをご確認いただきましたか。
 - 職種別にご加入いただく契約において保険料を正しく算出した上、保険金を適切にお支払いしたりする際に必要な項目です。被保険者ご本人の「職種別」は正しいですか。

職種別	職業・職種
A級	下記以外
B級	木・竹・草等の製品製造作業者、漁業作業者、建設作業者(高所作業の有無を問いません。)、採鉱・採石作業者、自動車運転者(バス・タクシー運転者、貨物自動車運転者等を含む自動運転者)、農林作業者

- (※2) 事故の発生の日からその日を含めて365日以内に新たな事故が発生した場合において、前回の事故に係る直後検査^(※3)および後の事故に係る直後検査^(※3)の結果、いずれも感染していることが確認できなかったときは、後の事故の発生の日からその日を含めて365日以内
- (※3) 「直後検査」とは、事故の発生の日からその日を含めて3日以内(3日目の午後12時までをいいます。)
- (注1) お支払いする保険金は、ウイルスの種類ごとに初年度加入および継続加入の補償期間をそれぞれ1回とします。全てのウイルスに対して保険金をお支払いした場合は、その後保険金の支払いはできません。
- (注2) 複数の支払事由に該当した場合は、それぞれウイルスに対して1回のお支払いとなります。

●お支払いする保険金の種類およびお支払い方法(看護職賠償責任保険)

- 【お支払いする保険金の種類】
- 損害ジャパン日本興亜が承認した次のような損害賠償金と諸費用をお支払いします。
 - ① 法律上被害者に支払うべき損害賠償金(治療費、慰謝料、修理費 など)
 - ② 万一訴訟になった場合の弁護士報酬などの訴訟費用
 - ③ 賠償責任がないと判明した場合において、被害者に対して支出した応急手当、護送、その他の緊急措置に要した費用およびあらかじめ損害ジャパン日本興亜が同意した費用
 - ④ 損保ジャパン日本興亜の求めに応じて、損害ジャパン日本興亜への協力のために支出された費用の範囲
 - ⑤ 他人から損害賠償を受けられる場合に、その権利の保全または行使のために要した費用など損害拡大を防止するために支払った損害の防止・軽減に必要な合理的な費用
 - ⑥ 初期対応費用(法律上の損害賠償責任の有無が判明しない初期段階における被保険者が負担する社会通念上必要な調査費用、通費など、または他人の身体障害の場合のみお支払いする見舞金・見舞品購入費用)
- 【保険金の支払方法】
- 上記①は、損害賠償を保険金額の範囲内でお支払いします。上記②から⑤までは、実額をお支払いします。ただし、②については損害賠償金の額が保険金額を超える場合は、保険金額の損害賠償金に対する割合によってお支払いします。上記⑥の初期対応費用は、初期対応費用保険金の保険金額を限度にお支払いします(ただし、見舞費用については1被害者あたり10万円が限度となります)。

●保険金をお支払いできない主な場合

- 看護職賠償責任保険
- 直接で発生した問題であると問わず、次に掲げる賠償責任については保険金をお支払いしません。
 - ① 被保険者の故意によって生じた賠償責任
 - ② 保健師助産師看護師法に違反して行った看護業務に起因する賠償責任
 - ③ 所有、使用または管理する財物(受託物を除きます。)
 - ④ 被保険者が世帯を同じする親類に対する賠償責任
 - ⑤ 特別約款により加重された賠償責任
 - ⑥ 戦争、暴動、暴動、騒ぎによるまたは労働争議による生じた賠償責任
 - ⑦ 地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然現象によって生じた賠償責任
 - ⑧ 被保険者の使用者が被保険者の業務に従事した中に被った身体障害によって生じた賠償責任
 - ⑨ 被保険者による採用、雇用または解雇に関して被保険者または被保険者以外の者によって行われた不当行為に起因する賠償責任
 - ⑩ 事実と異なることを知りながら、被保険者または被保険者の了解、同意もしくは指図により被保険者以外の者によって行われた不当行為に起因する賠償責任
 - ⑪ ①血液曝露(ばくろ)等傷害保険
- 故意または重大な過失
- 自殺行為、犯罪行為または闘争行為
- 無資格運転、酒気を帯びた状態で運転または麻薬により正常な運転ができないおそれがある状態で運転
- 脳溢血、脳梗塞または心臓病
- 妊娠、出産、早産または流産
- 外科的手術その他の医療処置
- 地震、噴火またはこれらによる津波
- 直後検査を受けなかった場合
- 直後検査の結果、その時点でHBV、HCVまたはHIVに感染していることが判明した場合のそのウイルスによる感染または発病

●用語の説明

●治療: 医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。ただし、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師による治療をいいます。

●中途退席と中途退席時の返れい金等

- この保険から退席(解約)ご連絡される場合は取扱代理店にご連絡ください。なお、退席(解約)に際しては、ご加入の補償期間のうち未経過であった期間(補償期間のうちまだ過ぎていない期間)の保険料を返れい金等をお支払いする場合があります。
- (注)ご加入後、被保険者が死亡された場合は、その事実が発生したときにその被保険者に係る部分についてご契約は効力を失います。また、死亡保険金をお支払いするべきケガによって被保険者が死亡された場合において、一時払ご契約のときは、その保険金をお支払いするべき被保険者の保険料を返還しません。詳細な内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

●複数の被保険者による共同保険契約の締結

●看護職賠償責任保険制度は複数の保険会社による共同保険契約であり、引受保険会社は各々の引受範囲に応じて連帯することなく単独個別に保険契約上の責任を負います。幹事保険会社は、他の引受保険会社を代理・代行して保険料の徴収、保険証券の発行、保険金支払その他の業務または事務を行います。なお、引受割合につきましては取扱代理店までお問い合わせください。

●保険会社破綻時の取扱い

●引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づきご契約条件の変更が行われた場合は、ご契約にお約束した保険金・解約返れい金等をお支払いが一定期間凍結された上、金額が削減されたことがあります。

●血液曝露(ばくろ)等傷害保険は損害保険契約者保護機構の補償対象となりますので、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の8割まで(ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額)が補償されます。看護職賠償責任保険については、ご契約者が個人・小規模法人(引受保険会社の経営破綻時に賠償責任を負うべき従業員等の数が20名以下である法人)をいいます。またはマンション管理組合(以下「個人等」といいます。)である場合にかぎり、損害保険契約者保護機構の補償対象となります。補償対象となる保険契約については、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の8割まで(ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額)が補償されます。なお、ご契約者が個人等以外の保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているものうち、その被保険者にかかる部分については、上記補償の対象となります。損害保険契約者保護機構の詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

●個人情報の取扱いについて

●日本看護協会(団体保険契約者)は、本契約に関する個人情報、引受保険会社に提供します。

●引受保険会社は、本契約に関する個人情報、本契約の履行、損害賠償等引受保険会社の取扱う商品・各種サービスのご案内・提供、等を円滑に取得・利用します。また、その業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社等(外国にある事業者を含みます。))に提供を行う場合があります。なお、医療従事者のセンシティブ情報(要配慮個人情報)を含むものは、利用目的は、法令等に従い、業務の適切な確保のために必要と認められる範囲に限定します。個人情報の取扱いに関する詳細(国内外在住者の個人情報を含みます。))については損保ジャパン日本興亜公式ウェブサイト(https://www.sjnk.co.jp/)をご覧ください。取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

●申し込み人(加入者)および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意の上、ご加入ください。

●保険会社との間で問題を解決できない場合(指定紛争解決機関)

●損保ジャパン日本興亜は、保険業法に基づき金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパン日本興亜と間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

【窓口】一般社団法人日本損害保険協会「そんぱADRセンター」
 ナビダイヤル0570-022808(通話料有料)
 <受付時間>平日:午前9時15分~午後5時(土・日・祝日・年末年始は休業)
 詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(http://www.sonpo.or.jp/)

※1 オートバイ競争選手、オートバイ競争選手、自転車競争選手、自動車競争選手、猛獣取扱者(動物園の飼育係を含みます。)、モーターボート競争選手の方等は上表の分類と保険料が異なります。

※2 プロボクサー、プロレスラー、力士、ローラーゲーム選手(レジャー)を含みます。の方等についてはお引受けできません。

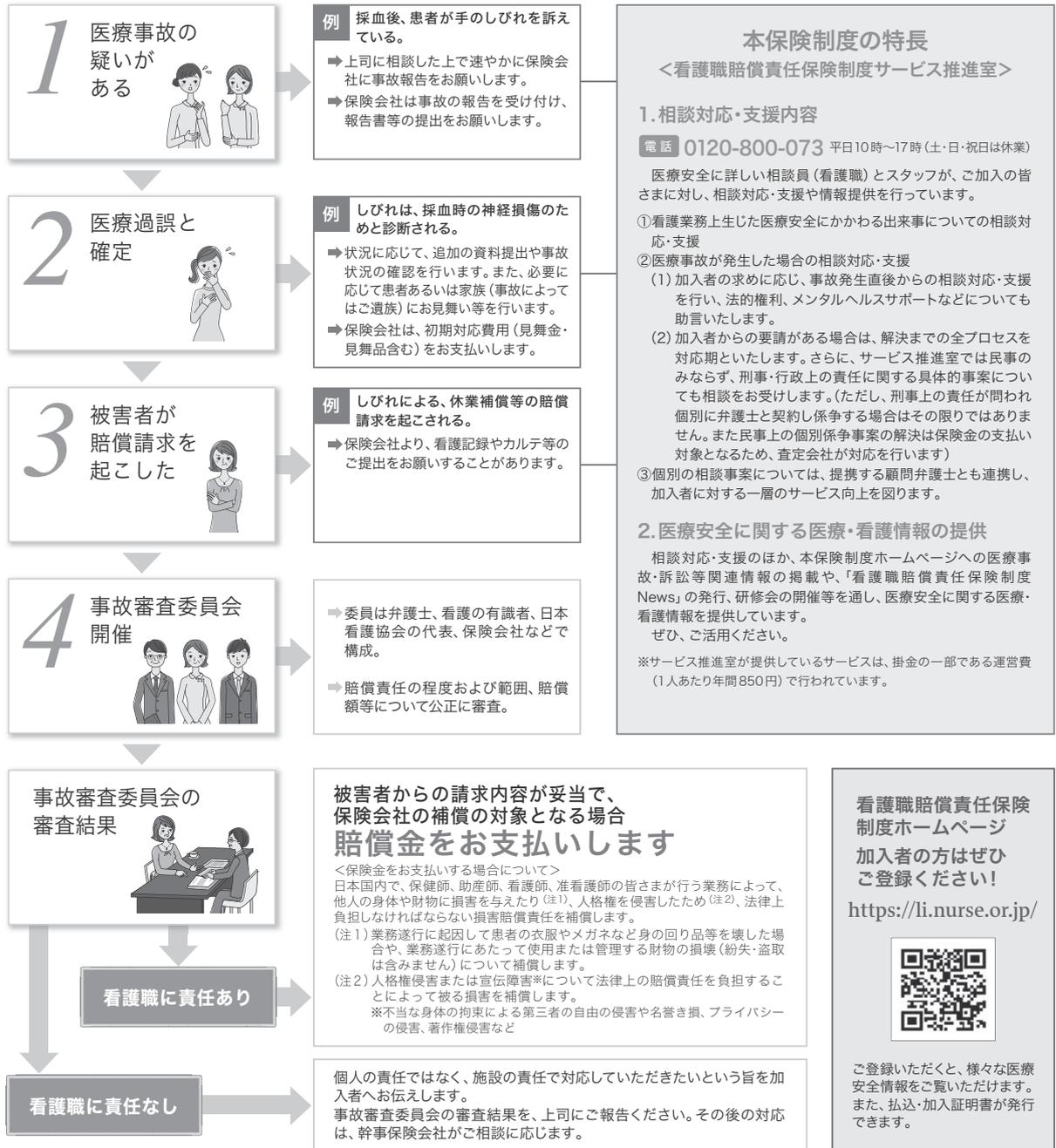
3. お客さまにとって重要な事項(契約概要・注意喚起情報の記載事項)をご確認いただきましましたか。
 □特に「注意喚起情報」には、保険金をお支払いできない主な場合等をお客さまにとって不利益な情報や、「告知義務・通知義務」が記載されていますので必ずご確認ください。

- 血液曝露(ばくろ)等傷害保険は、団体割引30%を適用しています。
- 団体割引は、団体契約の前年のご加入人数により決まっています。年度別割引率が変動することがありますので、あらかじめご了承ください。また、団体のご加入人数が10名を下回った場合は、この団体契約は成立しませんので、ご了承ください。
- 取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただいた有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。
- このパンフレットは概要を説明したものです。詳細につきましては、ご契約者である団体の代表者の方にお渡ししております。必要に応じて、団体までご請求いただくか、損保ジャパン日本興亜公式ウェブサイト(https://www.sjnk.co.jp/)をご参照ください(ご契約内容が異なる場合、公式ウェブサイトにご契約・ご契約のしおりを掲載している商品もあります。)。ご不明点等がある場合は、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。
- 振替払込請求書受領証は大切に保管してください。

資料

事故発生から保険適用までの流れ (民事上の責任)について、ご説明します。

★下記はあくまでも、看護職賠償責任保険の一例であり、必ずしも同様の経過で解決するわけではありません。また、血液曝露等傷害保険の保険金請求につきましては、裏面「●保険金をお支払いする主な場合」をご確認ください。詳細につきましては、取扱代理店もしくは損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。
★医療事故の影響や被害を最小限に食い止め、医療者と患者・家族での円満な解決の鍵となるのは、事故発生後の初期対応と言われています。看護職の誠意ある対応はもちろんなのですが、事故当事者による説明や謝罪は個人の判断ではなく、上司や組織管理者(院長等)と検討の上、適切な時期に行っていくことが大切です。



お問い合わせ先一覧 事故が発生した場合、速やかにご連絡ください。

資料請求・加入方法・事故発生時のお問い合わせは
※資料発送には数日いただいております。
※事故のご連絡は損保ジャパン日本興亜の事故サービスセンターで受付します。日本看護協会の保険に加入している旨を伝達の上、事故報告してください。
看護職賠償責任保険制度コールセンター
TEL.0120-088-073
受付時間 平日9:00~20:00 土日祝9:00~17:00

ご自身の加入確認、改姓・住所変更のお問い合わせは
※お問い合わせの際、日本看護協会の会員番号(JNA会員番号)、氏名、生年月日をお知らせください。
「看護職賠償責任保険制度」取扱代理店コールセンター
TEL.03-5778-5781
受付時間 平日10:00~17:00(土・日・祝日は休業)

医療安全・医療事故に関するご相談は ※加入者限定
「看護職賠償責任保険制度」サービス推進室
TEL.0120-800-073
郵便:〒107-0052 東京都港区赤坂2-14-27 国際新赤坂ビル東館4F
東京海上日動メディカルサービス株式会社
メディカルリスクマネジメント室気付
「看護職賠償責任保険制度」サービス推進室 行
来訪:電話による予約が必要です。
受付時間 平日10:00~17:00(土・日・祝日は休業)

保険に関するQ & A

Q1 賠償事故が「発生」した時点で本保険制度に加入していれば、補償の対象となりますか？

A1 「発見」された時点で加入していることが必要です。

看護職賠償責任保険では「加入している間に事故が発見された」場合が補償の対象であり、加入していない期間中に事故が発見され、賠償請求を受けたときは補償されませんので、ご注意ください。なお、血液曝露等傷害保険は事故が「発生」した時点で加入していることが必要となります。

(例) 他人に身体障害を負わせたり、他人の財物を損壊した場合に補償の対象とならないケース



Q2 血液曝露等傷害保険ではどのような事故が対象となりますか？

A2 次のような事故が補償対象となります。

- ・使用済みの針を誤って刺してしまった。
- ・採血や処置の際、体液や血液が付着してしまった。
- ・採血や処置の際、血液が目や口に入ってしまった。 など

Q3 所属施設以外で行った看護業務に起因する賠償責任は対象となりますか？

A3 日本国内であれば、場所を問わず補償の対象となります。

日本国内の複数の医療施設等に勤務している看護職については、その全てにおける看護業務が対象となります。

Q4 患者さんの私物を壊してしまったり、看護業務中に患者さんの家族や見舞客にケガをさせてしまった場合は、補償されますか？

A4 補償の対象となります。

本保険制度では、看護職の賠償責任の程度・範囲、賠償金額等を審査し、決定します。ケガの場合は「他人」に対する賠償責任が発生した際に補償されます。

Q5 保険金を受け取る翌年の掛金が高くなりますか？

A5 保険金を受け取られたことに伴い、ご加入者単位で個別に掛金が高くなることはありません。

Q6 美容を唯一の目的とする医療行為等に関する業務に起因する賠償責任は、補償対象となりますか？

A6 補償の対象となりません。

Q7 事故の報告を行った場合、保険会社に提出した資料等の情報は公開されますか？

A7 公開することはありません。

事故に関する審査は非公開で行います。

手続きに関するQ & A

Q1 何カ月前から申し込みますか？

A1 補償開始月の3カ月前の加入取扱開始日からです。

詳細は払込取扱票をご確認ください。

Q2 加入者証は発行されますか？

A2 払込取扱票(郵便振替用紙)の上部に加入者証の台紙をお付けています。

払込後、手元に残った受領証を台紙に貼付していただき、大切に保管ください。受領証が貼付されていれば加入の証明となります。なお、加入者は本保険制度ホームページよりユーザー登録の上、加入の確認、払込・加入証明書が発行できます。

Q3 住所変更や改姓手続きはどうすればよいですか？

A3 住所変更・改姓がある場合は、看護職賠償責任保険制度ホームページより用紙をダウンロードしてFAX送信いただくか、取扱代理店コールセンター(TEL 03-5778-5781:平日10:00~17:00)までご連絡ください。

Q4 自動更新ですか？

A4 自動更新では、ありません。

更新のご案内は12月中旬発行の「看護職賠償責任保険制度News」に、ご自身の住所・氏名などが印字された専用の払込取扱票(郵便振替用紙)を同封してお届けします。ご不明な点は取扱代理店コールセンター(TEL:03-5778-5781)までお問い合わせください。

Q5 インターネット振込や銀行振込は対応していますか？

A5 対応しておりません。

ゆうちょ銀行・郵便局からの払込以外での取扱いはしていません。また、「2019年度本保険制度専用の払込取扱票」でのみ振込ができます。専用の払込取扱票が、本保険制度への加入書面を兼ねております。必ず専用の払込取扱票をご利用ください。

保険金請求時に必要となる書類

- 事故が発生した場合は、ただちに看護職賠償責任保険制度コールセンターへご連絡ください。事故の発生日からその日を含めて30日以内に通知がない場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。
- 保険金の請求にあたっては、次の書類のうち、幹事保険会社が求めるものを提出してください。
- 所定の手続きが完了した日からその日を含めて30日以内に、幹事保険会社が保険金をお支払いするために必要な事項の確認を終え、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査等が不可欠な場合は、その事項および確認を終えるべき時期を通知し、お支払いまでの期間を延長することがあります。

No.	必要となる書類	必要書類の例
①	保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、戸籍謄本、印鑑証明書、委任状、住民票、代理請求申請書 など
②	事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	雇込証明書、交通事故証明書、メーカーや修理業者などからの原因調査報告書、傷害状況報告書、針刺し事故の状況報告書、就業不能状況報告書 など
③	保険の対象の価額、損害の額、損害の程度および損害の範囲、復旧の程度、傷害の程度等が確認できる書類	①他人の財物を損壊した賠償事故の場合 修理見積書、写真、領収書、図面(写)、被書品明細書、賃貸借契約書 など ②被保険者の身体の傷害または疾病に関する事故、他人の身体の傷害に関する賠償事故の場合 診断書、入院通院申告書、治療費領収書、所得を証明する書類、休業損害証明書、源泉徴収票 など ③被保険者の身体の傷害に関する事故の場合 死亡診断書(写)、死体検案書(写)、診断書 など ④針刺し事故の場合 直後検査の結果を証する書類、支払事由に該当したことを証明する医師の診断書、病院または診療所の証明書 など
④	公の機関や関係先等への調査のために必要な書類	同意書 など
⑤	被保険者が損害賠償責任を負担することが確認できる書類	示談書、判決書(写)、調停調書(写)、和解調書(写)、相手方からの領収書、承諾書 など
⑥	支払うべき保険金の額を算出するための書類	他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書 など

- (注1) 事故の内容または損害の額およびケガの程度等に応じ、上記以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。
- (注2) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、ご親族のうち幹事保険会社所定の条件を満たす方が、代理人として保険金を請求できることがあります。

中途加入の場合の掛金表

※2019年度の日本看護協会会員資格が必要となります。

補償開始日(補償期間)	振込受付期間	掛金
2019年 4月1日~(12ヵ月)	~2019年 3月15日	2,650円
2019年 5月1日~(11ヵ月)	2019年 2月18日~2019年 4月15日	2,500円
2019年 6月1日~(10ヵ月)	2019年 3月18日~2019年 5月15日	2,350円
2019年 7月1日~(9ヵ月)	2019年 4月16日~2019年 6月17日	2,200円
2019年 8月1日~(8ヵ月)	2019年 5月16日~2019年 7月16日	2,050円
2019年 9月1日~(7ヵ月)	2019年 6月18日~2019年 8月15日	1,900円
2019年 10月1日~(6ヵ月)	2019年 7月17日~2019年 9月17日	1,750円
2019年 11月1日~(5ヵ月)	2019年 8月16日~2019年 10月15日	1,600円
2019年 12月1日~(4ヵ月)	2019年 9月18日~2019年 11月15日	1,450円
2020年 1月1日~(3ヵ月)	2019年 10月16日~2019年 12月16日	1,300円
2020年 2月1日~(2ヵ月)	2019年 11月18日~2020年 1月15日	1,150円
2020年 3月1日~(1ヵ月)	2019年 12月17日~2020年 2月17日	1,000円

※各補償期間の終了日は、2020年4月1日午後4時までです。

団体保険契約者・制度運営
公益社団法人 日本看護協会
 〒150-0001 東京都渋谷区神宮前5-8-2 日本看護協会ビル
 TEL.03-5778-8831
 取扱代理店
株式会社 日本看護協会出版会
 〒150-0001 東京都渋谷区神宮前5-8-2 日本看護協会ビル4F
 TEL.03-5778-5781
 受付時間 平日の午前10時から午後5時まで

幹事引受保険会社
損害保険ジャパン日本興亜株式会社
医療・福祉開発部 第一課
 〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1
 TEL.03-3349-5113
 受付時間 平日の午前9時から午後5時まで

副幹事引受保険会社
三井住友海上火災保険株式会社
 〒101-8011 東京都千代田区神田駿河台3-11-1
 TEL.03-3259-3017
 非幹事引受保険会社
東京海上日動火災保険株式会社
 〒102-8014 東京都千代田区三番町6-4
 TEL.03-3515-4143

お問い合わせ先

資料請求・加入方法・事故発生時のお問い合わせは

看護職賠償責任保険制度コールセンター

受付時間: 平日9:00~20:00 土・日・祝日9:00~17:00

事故のご連絡は損害保険ジャパン日本興亜株式会社の事故サービスセンターで受付します。
日本看護協会の保険に加入している旨を伝達の上、事故報告してください。

TEL 0120-088-073

ご自身の加入確認、改姓・住所変更のお問い合わせは

「看護職賠償責任保険制度」取扱代理店コールセンター

受付時間: 平日10:00~17:00(土・日・祝日は休業)

TEL 03-5778-5781

お問い合わせの際、日本看護協会会員はJNA会員番号、氏名、生年月日をお知らせください。
具体的な事故例等については直接お応えできない場合がありますのでご了承ください。

医療安全・医療事故に関するご相談は(加入者限定)

「看護職賠償責任保険制度」サービス推進室

受付時間: 平日10:00~17:00(土・日・祝日は休業)

ご相談は、東京海上日動メディカルサービス株式会社 メディカルリスクマネジメント室でお受けしています。

TEL 0120-800-073

保険契約者・制度運営

公益社団法人日本看護協会

〒150-0001 東京都渋谷区神宮前5-8-2

TEL03-5778-8831

取扱代理店

株式会社日本看護協会出版会

〒150-0001 東京都渋谷区神宮前5-8-2

日本看護協会ビル4F

TEL03-5778-5781

取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。従いまして、取扱代理店とご締結いただいた有効に成立したご契約につきましては引受保険会社と直接契約されたものとなります。

引受保険会社

※各引受保険会社の引受割合につきましては、日本看護協会出版会(TEL03-5778-5781)にご確認ください。

【幹事保険会社】

損害保険ジャパン日本興亜株式会社

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1

医療・福祉開発部第一課 TEL03-3349-5113

【副幹事保険会社】

三井住友海上火災保険株式会社

〒101-8011 東京都千代田区神田駿河台3-11-1

公務開発部営業第一課 TEL03-3259-3017

【非幹事保険会社】

東京海上日動火災保険株式会社

〒102-8014 東京都千代田区三番町6-4

医療・福祉法人部法人第一課 TEL03-3515-4143

このてびきは概要を説明したものです。詳しい内容については、看護職賠償責任保険制度コールセンターもしくは上記までご照会ください。